



南支那及南洋調査第六十六輯

馬來半島ミスマトラミの栽培企業比較

臺灣總督官房調査課

始





凡 例

一、馬來半島スマトラは、南洋に於ける栽培企業、特に護謨栽培事業に於て經營並に研究上好箇の對照をしてゐる。是れは又英・蘭兩植民地に於ける各種企業經營の比較とも看做される。

二、英領内の護謨生産制限條例は、一九二二年來六箇年間繼續せられたが、去る一九二八年十月三十一日を以て愈々廢止せられ、英・蘭兩國否世界に於ける護謨經濟戰は今や正に火蓋を切つた形である。

三、而して本書は曩に馬來半島並にスマトラに於て、前後十二年間専ら栽培事業に従事し、現に南洋協會にも關係ある増淵佐平氏の調査に係るもので、兩者の比較を端的に説明せるものである。

尙本書の參考としては、南洋協會の發行に係るペーケル・ハーリング博士原著南洋栽培企業比較論(南洋研究叢書第十七篇)、南洋の護謨栽培事業(同第十八篇)及改訂増補關領印度の土地法(同第二篇)を参照せられたい。

昭和四年三月

臺灣總督官房調査課

發行所寄贈本



14.25-478

馬來半島ミスマトラミの栽培企業比較

目次

第一章 序言..... 一

第二章 栽培用地の地力..... 三

第三章 労働者..... 二〇

第一節 スマトラの契約爪哇苦力..... 二

第二節 契約爪哇苦力賃銀..... 三

第三節 スマトラに於ける支那苦力..... 三

第四節 馬來半島の印度苦力..... 三

第五節 印度苦力賃銀..... 三

第六節 馬來半島の支那苦力..... 四

第七節 苦力賃の比較..... 四

第四章 税金及公の出費..... 四

第一節 スマトラ東海岸州..... 四



目次

第一章 序言

第二章 栽培用地の地力

第三章 労働者

 第一節 スマトラの契約爪哇苦力

 第二節 契約爪哇苦力賃銀

 第三節 スマトラに於ける支那苦力

 第四節 馬來半島の印度苦力

 第五節 印度苦力賃銀

 第六節 馬來半島の支那苦力

 第七節 苦力賃の比較

第四章 税金及公の出費

 第一節 スマトラ東海岸州

發行所 東京 日本



目次

(イ)法人の營業利得に對する税金 (ロ)個人所得稅 (ハ)對人稅 (ニ)不動産稅 (ホ)輸出入稅 (ヘ)消費稅
(ト)印紙稅 (チ)名義書替稅 (リ)相續及轉移稅 (ヌ)入國稅

第二節 公の出費.....七〇

第三節 馬來半島.....七一

第五章 土地拂下料と地租

第一節 スマトラ東海岸州及アチエー州.....七四

第二節 馬來半島.....七六

第六章 スマトラと馬來半島に於ける諸税金の比較

第七章 最近の生産費記録.....七九

A. スマトラの部 B. 錫蘭の部 C. 馬來半島の部 D. スマトラと馬來半島の土人護謨栽培業の比較

第八章 栽培方法の比較.....一〇一

第一章 序言

馬來半島とスマトラの栽培企業比較に就て

第一章 序言

南洋視察の事業家及資本家がスマトラと馬來半島との栽培事業に就て随分異つた材料を仕入れて歸られるものがある。例へば馬來半島はスマトラに比し問題にならないから視察の要なしと船に急ぐ者がある。又偶々馬來半島の栽培事業に關係あるかしてスマトラを見ずに歸る人は、馬來半島が護謨の本場であつてスマトラが今頃科學的栽培だなんて騒ぐのは栽培に不利なるがため研究されたので馬來半島などにはそんな馬鹿げた必要は無いと斷じ、又兩地を視察比較して馬來半島は赤焼けの地で圃もきたない、スマトラはこれに反し土が黒味を帯びて居る、其上馬來半島は眞黒な印度人が苦力だによつて使役する上に感じが悪いが、スマトラの爪哇苦力は餘り黒くもなく氣が利いて居て使ひ心地が良いのみならず苦力賃が安いからスマトラの方が有利だと云ふ者がある。かと思ふと蘭領は官僚式で總て手續きが複雑で税金の如き幾ら取られるのか見當がつかない。現に三年分の税金を一度に納税を強制する、が如き何にも彼も規則攻めで不愉快だが、馬來半島の方は日本と交通

第一章 序言

が便利で物價が安く黒ん坊が安く使へてスマトラより有利だと云ふ者もある。こう云ふ様な話の人々をボンヤリ頭の中に浮べて見るとスマトラ最負の者が多く馬來半島の方は評判が悪い様である。

記者は此等の人々にその有利である條件を質ねて見るに、主として苦力關係、栽培方法、地方關係の三點であるが、其證據は極めて薄弱なもので信用し得るものがない。苦力賃が安いとか高いとか云ふが、その苦力賃は何處を押へて云つてゐるのか少しも合點が行かない。地方關係及栽培方法でも亦然りである。

斯くの如く、視察者が區々の材料を内地に持つて歸つて、夫々の關係者又は株主に話をするが爲めに、實狀を知らない者には何れの話が本當か迷ふのではあるまいかと危ぶまれてならないのである。

これは材料供給元たる各園の栽培業者の自己擁護の上から推斷したる比較論も多少その因を爲すのではあるまいかと思ふ。

此點に就て栽培業者はそんな馬鹿なことがあるかと怒るかも知れないが、その怒る所に自分の事業なるものを絶對的に信じ絶對的に良いものにしてしようと云ふ確信があつてやつて居るのだから、それが悪いと云ふ様な批評を爲すものではない。人として其事業に従事して居る以上偏し易いのは否めないことである。

尤も常に東西に互り比較研究して居る人は別だが、四年に一回とか六年に一回とかそれも飛脚旅行で視察をして居ると云ふ程度のことでは、實際に彼我の事情を比較し斷定的の意見を爲すのは無理である。視察者がその何れかの意見に自分の考を付け加へ、即ち輪をかけて話す場合が多い癖があるので視察者の意見に相違を生ずるのである。最近の例だが、或人が馬來半島のプランターに逢つて聞いた話とスマトラのプランターに逢つて聞いた話とは大分距離があると云はれたが、これは已むを得ない事だと思ふ。

記者は馬來半島の栽培事業に四年、スマトラの栽培事業に八年従事して今復馬來半島に歸つて第三者の立場に居るもので、スマトラと馬來半島との栽培事業比較には大いに興味を持つて居る。それで茲に自分の知つて居る範圍の事物を列擧して見ようと思ふが、間違つた點があつたら訂正の勞を願ひ度い。

第二章 栽培用地の地力

ペーケルハーリング博士原著南洋栽培企業比較論(南洋協會發行)の翻譯に依れば、馬來半島は若い火山層なく豊沃なる栽培地なきも、蘭領の地は植物性養分に富み而かも複雑性の偉大なる肥沃地であると斷じて居るが、此の言葉は外資流入促進の喇叭であつて丸呑みには信ずることが出来なう。

記者の踏査したスマトラ島内 Penang-Siantar, Takegon, Tangse などの高地には馬來半島に決して見ることの出来ない特別の肥沃地がある。殊に Takegon 地方の或る所は爪哇のピルタル州及ケダリー州地方の高地にも見出せないものがある。然し護謨には氣候的に適するか何うか解らない。又スマトラ東海岸州は植物性養分に富んで居ると博士は云ふが、ホーランド・アメリカ護謨會社 (H. A. P. M.) 所在地附近二三萬英反の地は砂質粘土にして植物性養分は全く乏しいと云つても差支無いと思ふ。

又 Oedjoeng Padang 地方は砂質地が多い。更にメタン市の北 Tandjoeng Poera 附近は泥炭地と重粘土の地多く、要するに東海岸州海岸通り既成園は概して植物性養分には餘り富んで居ない。但し鐵道の西側山の手一帯には腐植質の土壤がある。又トバ湖の東西山麓には火山質赤壤土の肥沃の土地が多い。それからアチエー東海岸州の鐵道沿線も多くは粘質地及砂質粘土にして部分的に泥炭地を見、山の手には矢張部分的に植物質に富んだ土地がある。例へばタワル湖の東側山麓並に Kota Radja の Segli 間續いてタワル湖にかけて火山質の暗灰色及黑色などの肥沃の地がある。

スマトラ東海岸州及アチエー東海岸州の既成護謨園は砂質粘土が多いと云ひ度い。植物性に富んだ煙草園や護謨園はそう澤山無い。山の手茶園や珈琲園などには成る程複雑性に富んだ處がある。記者の知つて居るのは此の範圍に過ぎない。今後若し土地を拂下げるならば、スマトラ東海岸州地方には最早や租借し得べき餘地が無いから、アチエー東海岸州の山の手か、栽培物に依つてはスマ

トラ中央山脈の高地 Takegon 地方の如き地、或は南スマトラ方面の平地及高地である。

翻つて馬來半島で記者の知つてゐるのは、柔佛河を遡つて Kota Tinggi に至り Johore Bahru に出で、一方は自動車で Bandar Penggaram に至る附近、一方鐵路にてゲマスに至り支線を Temerloh に至り Bentong に向ひて中央山脈を越えて Kuala Lumpur に至り北に上つて Sungai Selangor を止まりに、更に Kuala Lumpur より自動車にて Seremban, Kuala Pilah を經て Balau に着する此間農園の土壤に就て知つて居るに過ぎないが、先づ北の方から言ふと D. Selangor の左右一帯は泥炭地であつて既成園中には一呎も土地の下つた處がある。これに似た處はスマトラにもある。例へばバトバラの一部、タンジョンブラの一部にも見ることが出来る。

クアラ・ルムブルの北エルミナ園附近は砂質粘土であつて、スマトラならばテピン・ランギ地方に似たもので、護謨にも油椰子にも悪くはないと思ふ。クアラ・ルムブル附近も大體これと似たものだが一部には粘土や砂利やかたい處もある。クアラ・ルムブルからベントンに至る途中に Gunung Sepak 云ふ山を越ゆるが、此處には茶の栽培園がある。土壤は埴土であつて、スマトラの茶園のあるシアンタル、タケゴン地方の土壤とは全く違ふが、茶の發育關係は素人目だが悪くないと思つた。最近のニュースでも有望だと唱へられてゐる。ベントンから Mentakab に至る間には埴土であるが随分良い土壤が見受けられた。又甲子園の下流川添ひには、スマトラのホーランド・アメリカ護

謨園地方に似た土壤もある。メンタカブ、テメルロー、トゥリアン一體は概して埴土である。トゥリアン地方には腐植質に乏しい陶土質の埴土もないではない。此等に似たのがスマトラはバシダル・ブル地方の一部及クアラ・シムバン地方にも見受けられる。バハウ、クアラ・ピラ地方は稍々腐植質に富んでゐるかの様に思はれてゐる。ゲマスからジョホールの間鐵道沿線には色々の土壤がある。ラピスとクラン間油椰子栽培園などはスマトラのタナイタム、ウルー、マタバオ兩園の土壤よりも良い。

夫れからニョールの舊日東園附近に親しく記者の調査した處だが立派な土壤がある。バシダル・ベンガラム地方は所謂バト・バハ地方であつて低地を爲し泥炭地とも言ふ處あり、腐植質に富んだ濕地も平坦地もある。又高地方面は概して埴土である。此處はジョホールとの間にも良い土壤がある、ジョホール河沿岸は概して砂質粘土である。此處は邦人栽培企業の歴史的根據地で今尚ほ邦人護謨園の多いことは誰しも知つてゐるが、此處の土壤に就て科學的に知つて居るものは少いと思ふから記者が西ヶ原試験所で得た分析表を茲に紹介する。ジョホール河沿岸は先づ全體的に之れに似たものと言ふことが出来やう。

柔佛河沿岸の或農園の定量分析表 (供給品三種)

| 窒素 磷酸(熱強鹽酸可溶解) 加里 石 酸化鐵及礬土(同) 全酸度(風乾土百瓦ニ付) | 風乾土百分中 | | |
|---|--------|-------|-------|
| | 第一號 | 第二號 | 第三號 |
| | 〇〇・一八 | 〇〇・一八 | 〇〇・四二 |
| | 〇〇・〇六 | 〇〇・〇五 | 〇〇・〇五 |
| | 〇〇・〇二 | 〇〇・〇二 | 〇〇・〇二 |
| | 〇〇・二五 | 〇〇・二二 | 〇〇・一〇 |
| | 〇八・八四 | 一三・〇九 | 〇五・五八 |
| | 一一・二五 | 一〇・五〇 | 〇九・〇〇 |

右の外洗滌分析に於て、砂質壤土の名稱の下に粒徑百分率を示してあるが、これは省略する。尚ほ馬來半島では Laterite rich soil 云つてゐるのを耳にするが、記者はラテライトと云ふものに就て良く知らない。南洋協會雜誌に小谷氏が『爪哇及スマトラの土壤』を譯して連載してゐるが、専門家にあらざる記者には明解に苦しむ。馬來半島でラテライトと言ふのは普通砂質粘土の所であるが記者は土壤に就て充分解つてゐない。農大の吉川博士はラテライトの土壤を選んで栽培事業は失敗すると言はれてゐる。西ヶ原試験所の關博士はラテライトは從來紅土と譯されてゐるが色は種々ある。本土は水酸化礬土に富み、硅酸鹽基に乏しい熱帯の粘土狀の土壤の殆んど半分を占めて

ゐる。ラテライトの一部にも第三紀若しくは洪積世の成生に係るものがあるらしいと言つてゐる。又ベツヒホルト氏自然科学辭典には次の様な事が書いてある。

『ラテライトとは煉瓦赤色或は褐色にて、温帯又は熱帯地方の原野に廣く分布せる土壤にして屢々三〇%迄の酸化鐵及水酸化鐵を含有す、熱帯アフリカ、印度、コンゴ、ブラジルにあり、花崗岩及其他の岩石の分解せるもの、濕潤なる地方の粘土に相當す。』

又 Handwerker buch der Natur wissenschaften 六卷六四頁には『熱帯地方にある噴出岩石の分解成生分主として礬土及酸化鐵より成る』。同二五五頁には『熱帯地方に多くある分解土壤のラテライトの主なる成分は礬土なり』。同二八一頁には『粘土を含む硅土は温帯地方にては風化すれば硅酸アルミニウムとなる、之れに反し熱帯地方にてはコックスハウエル氏に依れば硅酸が全く無くなつて水酸化アルミニウム(礬土)となる』。

之等の定義を綜合して考へて見れば、スマトラの砂質粘土も馬來半島の粘土もラテライトに屬するものが多い譯である。このラテライトの成分が特に謾誤に好適するか何うかは寡聞にして知らないが、茶、アラビカ珈琲等には適さないようである。

スマトラ、アチエー東海岸州中部山の手にある或農園の土壤定量分析を西ヶ原試験所で行つたのを見ると次の通りである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|------|---|------|-----------------|---|
| 石 | 加 | 燐 | 表 | 土 | 心 | 土 | 摘 | 要 |
| 灰 | 里 | 酸 | | 〇・一七 | | 〇・一三 | | |
| | | | | 〇・二〇 | | 〇・四八 | 此地海拔三〇〇呎以上の處である | |
| | | | | 〇・二七 | | 〇・五八 | | |

尙スマトラ東海岸州メダンと西海岸州 Nieuw Singkel の中央地點海拔約千二百呎にある或農園のもので、同じく西ヶ原試験所の分析に係るものを掲ぐれば次の通りである。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|------|---|------|
| 石 | 加 | 燐 | 表 | 土 | 心 | 土 |
| 灰 | 里 | 酸 | | 〇・二九 | | 〇・二二 |
| | | | | 〇・三三 | | 〇・四九 |
| | | | | 〇・七六 | | 〇・二五 |

之の二表を前記馬來半島柔佛河沿岸の或園の分析表と比較すれば實に大きい相違がある。斯様な地は博士が云ふ様に馬來半島では見られないのである。加里分の多いには何と一驚するだらう。而も斯様な土地はスマトラでも餘り澤山あるわけでない。油椰子や珈琲の如き果實を目的とする栽培には實に理想的な地方なのである。

以上の説明は、記者がプランターとしての観察で専門家が見れば違ふかも知れないが、茲にはそれを争ふ必要はない。要するに地質か土壤は理想的であつても、地勢氣候の關係で必ずしも優良地であると斷言することは出来ない。故に極論をするならば、地質や土壤が何うであつても企業家投資家の所謂優良地は、目的とする栽培物の發育が優良であり然かも生産量がより多く而かも總ての條件が經濟的であり且つ利益が多ければそれで結構なのである。次に護謨樹の形態に關する素人觀であるが、概してスマトラの樹姿は丈けが低く枝條が廣く感せられる。馬來半島方面のものは樹姿が概して高く枝條も上に發達する様に感せられる。これは根付距離の廣狹でなく同一距離の所に於ける感である。

或人はスマトラの護謨は葉が小さいが馬來半島のは葉が大きいと云ふ觀察談をせられたが、これも重要なことではあるが、記者にはこの點に就ては感が薄い、否比較上解らない。尙ほ記者の觀る處では馬來半島のものは枝下が高いやうにも思はれるのである。

このボンヤリした觀察は無稽のように考へる人もあるかも知れないが、記者が最も冷靜にこれを理論的に説明しやうと考へた時、次の様な事が云へるのであるまいか。

「スマトラ東海岸州及アチエー東海岸州は、概して砂質の埴土及腐植質の地が多いので植物の營養攝取作用が早く行はれて横太りが早く採收期も早い、又従つて枝條の出るのも早い。馬來半島の方

は概して埴土であるが爲に發育振がスマトラの如く早くないやうである。

要之に物理的に營養分の分解作用が遅いので横太りせず又枝條の出るのが遅い。即ち高いから樹幹が高く見ゆるのではあるまいか。此の異つた關係は經濟的樹命にも一方は早く一方は遅いと云ふ結果を齎すのであらう。」

これは記者獨特の論法かも知れないが決して非理屈ではなす。

更に記者は營利的見地から彼我の生産量を比較したいと思ふ。スマトラに稍々纏つた生産統計表があるが、馬來半島にはこれに比較すべきのがないのは遺憾である。

先づスマトラの例を掲げよう。

Verslag van "De Handelsvereniging te Medan" 1926 より拔萃

| 資本國別 | 植付面積 | 採收面積 | 收穫量 | 平均產出量 | 英反當り | 封度 |
|------|-------|-------|-------|---------|------|----|
| | ヘクタール | ヘクタール | キロ | ヘクタール當り | キロ | 封度 |
| 和蘭 | 六〇七五 | 四八四九 | 一八四九五 | 三八〇 | 三三 | 三六 |
| 英國 | 五七九 | 五四八九 | 一九五四 | 三三二 | 三三 | 三三 |
| 米國 | 二九八七 | 二五八四 | 一一七〇 | 四〇五 | 四五 | 四五 |
| 佛國 | 二五九三 | 一八〇〇 | 七二四八 | 三九六 | 三五 | 三五 |
| 獨逸 | 二四六〇 | 一〇〇八 | 一〇一九八 | 五〇七 | 四五 | 四五 |

第二章 栽培用地の地方

| 計 | 其 | 瑞 | 日 |
|------------|------------|------------|------------|
| | 他 | 西 | 本 |
| 一九二五年 | 一九二四年 | 一九二三年 | 一九二二年 |
| 一四六、七七三 | 一三三、九六六 | 一一一、〇二二 | 一〇六、六六四 |
| 五二、一六七、八九一 | 四四、三三八、九七九 | 四〇、六六七、五〇七 | 三七、七四一、〇三七 |
| 三三五 | 三三一 | 三三五 | 三〇五 |
| 三六九 | 三四五 | 四七六 | 二八五 |
| 三四六 | 三〇七 | 四三三 | 二五三 |

(備考 右表中英反當り平均産出量封度は記者の換算せるもの)

斯の如き表が數年間あれば大いに得る處があるが、遺憾ながら見出し得ない。それで

De Landbouw Export Gewassen van Nederlandsch Indie in 1927 の Hevea Estates 表を見ること左の記事がある。

| 州名 | 園數 | 植付園數 | 園面積 | 植付面積 | 收穫面積 | 收穫量 | 平均ヘクタール當り收穫量 | 平均英反當り收穫量 |
|------|-----|------|-------|-------|-------|-------|--------------|-----------|
| スマトラ | 二〇七 | 一八五 | 一、四七二 | 一、三二四 | 一、四七二 | 七、八七二 | 三、九六七 | 三五〇 |
| 東海岸州 | 二〇七 | 一八五 | 一、四七二 | 一、三二四 | 一、四七二 | 七、八七二 | 三、九六七 | 三五〇 |
| 東海岸州 | 二〇七 | 一八五 | 一、四七二 | 一、三二四 | 一、四七二 | 七、八七二 | 三、九六七 | 三五〇 |
| 計 | 二〇七 | 一八五 | 一、四七二 | 一、三二四 | 一、四七二 | 七、八七二 | 三、九六七 | 三五〇 |

(備考 平均ヘクタール及英反當り收穫量は記者の換算せるもの)

一九二六年と一九二七年を比較すると一九二七年は平均英反當り七・七封度の増加である。これは若木が壯年木に成つた事や多産樹栽培法などの結果とも見ることが出来る。

更に一九二五年から遡つて八年間即ち一九一八年迄の收穫面積、收穫量を 'Verslag van "De Hand-elsvereniging te Medan"' から抜萃し、その平均英反當り收穫量即ち生産量を打算すれば次の通りになる。

| 年次 | 收穫面積 | 收穫量 | 平均ヘクタール當り生産高 | 平均英反當り生産高 |
|-------|---------|------------|--------------|-----------|
| 一九一八年 | 七七、九三八 | 二一、四九六、四二四 | 二七五 | 二四五 |
| 一九一九年 | 九七、三五〇 | 三三、六七七、一一七 | 三四六 | 三〇八 |
| 一九二〇年 | 一〇一、四二八 | 三七、二二六、五二二 | 三六七 | 三二七 |
| 一九二一年 | 一〇六、六六四 | 三二、五九一、〇一七 | 三〇五 | 二七一 |
| 一九二二年 | 一一一、〇二二 | 三七、七四一、〇三七 | 三三九 | 三〇二 |
| 一九二三年 | 一二一、一二五 | 四〇、六六七、五〇七 | 三三五 | 二九八 |
| 一九二四年 | 一三三、九六六 | 四四、三三八、九七九 | 三三一 | 二九四 |
| 一九二五年 | 一四六、七七三 | 五二、一六七、八九一 | 三五五 | 三一六 |

此の表の數字を見るに、一九一九年から一九二〇年は好況のため大いに無理をして採集したことが思ひ出されると共に、苦力の數字と對照して開墾が盛んに行はれたことを想像し得べく、一九二一年は不況のため切付面積は増加せるも採集作業緩漫を來し甚だしく減少した。一九二二年は市價暴落前年に等しかつたが切付法が注意された様である。一九二三年には市價稍恢復せるも切付に就

第二章 栽培用地の地方

き著しく改良ありし事を思ひ出される。不況時當時多産樹栽培を行つたものが、一九二六年には極めて少く、一九二七年には数字に表はれる程度に増加を見るに至つたと云ひ得るだらう。因に過去九箇年間の労働者数は次の通りである。

| | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 一九一八年 | 一九一九年 | 一九二〇年 | 一九二一年 | 一九二二年 | 一九二三年 | 一九二四年 | 一九二五年 | 一九二六年 |
| 労働者数 | 三六五三 | 三九三七 | 三六三三 | 二八四三 | 一七六三 | 一七九二 | 一七五八 | 一六六九 | 三三三九 |

馬來半島の生産量に就ては前述の如く材料なきを以て、先づ Investors Guide to Dollar Rubber Companies (1927) から七十六園の採集面積と收穫量との合計を作り、これに依つて平均英反當り收穫量を次の如く計算した。

| | | | | | |
|-------|-------|--------|------------|-----------|--------------------|
| 馬來半島園 | 數採集面積 | 收穫量 | 封度 | 平均英反當り收穫量 | 摘要 |
| 弗會社 | 七六 | 七六、九六九 | 二四、三九五、三〇四 | 三一七、三 | 封度面積收穫量は決算報告書に依るもの |

此の三一七三封度は、生産制限中に属するがため理論的には六割の生産高であるが、事實は六割以上だと言ふことは何人も知つてゐる。

そこで、政府の査定許容量と實際の收穫を比較すると八一%になるが、これも絶體的に信用する

譯にはゆかない。結局何割の生産量だか解らない。無據唯單にこの數字を、スマトラの年平均數字に比すると一九二五年の三一六封度に殆んど等しい。

此の對照に依ると、何人も馬來半島の方が多産である様に考へるであらうが、弗會社は數が少い缺點があり、又年が違ふので元來比較すべき對物じゃないと云ひ得るが、これに反して弗會社は主として支那人に依つて創められたる會社だから、成績は歐洲人や日本人のものに比すると劣るが故に、夫等を考慮に入れると對照していゝ様にも考へられる。

然し又支那人は無理をして出すと云ふ缺點もあるので、理論的には比較は六箇敷い譯である。生産制限中のものは、以上の如き關係で例へ統計表があつても、比較することは難事である。寧ろ無制限時代のもの即ち一九二一年以前のものとこの比較を可とするかも知れない。然し不幸にして一九二一年以前のものも極めて小部分的であつて比較論の基礎材料にはならないが、参考の爲め柔佛栽培協會年報一九二二—一九二三年の八一—一〇頁に擧げてあるものを茲に轉載しやう。

| 地 方 | 一九一七年 | | 一九一九年 | | 一九二〇年 | |
|----------|-------|------|--------|------|--------|------|
| | 採集面積 | 英反當り | 採集面積 | 英反當り | 採集面積 | 英反當り |
| 北ジョホール八園 | 九、九五五 | 二八五 | 一〇、五三八 | 三四七 | 一〇、五七一 | 三五四 |
| 西ジョホール三園 | 六、〇八一 | 三〇〇 | 六、三二六 | 二六七 | 六、六四〇 | 三三八 |

| | | | | | | |
|-----------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| ク | 四七二 | 四四二 | 五七五 | 四〇九 | 六〇〇 | 三〇〇 |
| グ | 一九、四六四 | 二二六 | 二二、八二七 | 二三一 | 二二、八二七 | 二八〇 |
| 南ジョホール一〇園 | 六、六五六 | 二五三 | 七、五八三 | 二九四 | 九、二三三 | 三〇〇 |
| 中部ジョホール四園 | | | | | | |

本表中の英反當り生産量は非常に差が大きいのみならず、面積の相違も甚だしく、合計の平均數を取つても柔佛州全體の平均産出量と見做す譯に行かない。然し假に其平均を出して見ると、一九一七年度二九三封度、一九一九年度三〇九封度、一九二〇年度三一四封度となる。これをスマトラのものに比すると一九一九年度は馬來半島が一封度多く殆んど同じである。

一九二〇年度はスマトラの方が一三封度多い。遡つてスマトラの一九一八年と馬來半島の一九一七年度の比較に於ては、馬來半島が四八封度多いと云ふ事になる。

又更に南洋の護謨栽培事業(南洋協會發行)の一〇頁にある每一英反當り平均産出量を轉記すれば次の通りである。

| 會社名 | 一九一九年 | 一九二〇年 | 一九二一年 | 一九二二年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 一九の馬來弗會社 | 三六五封度 | 三七六封度 | 二六〇封度 | 三四九封度 |
| 二七の馬來磅會社 | 三二二 | 三五一 | 二七八 | 二六四 |
| 一一のスマトラの護謨會社 | 二四八 | 三〇一 | 二八四 | 三三〇 |

此の表で見ると、何人も馬來半島は生産量が多いと云ふ斷定を與へるだらふがこれも信用し得るかどうか解らない。何故ならば、馬來半島のものを前記柔佛州の一九一九年度のものに比すれば一三五六封度の差が、又一九二〇年度では三七一六二封度の差がある。尙又スマトラのものは八箇年の統計表に比すれば一九一九年度六〇封度一九二〇年度二七封度本表が少なく、一九二一年度一三封度、一九二二年度は二八封度本表が多いと言ふ差を生ずるからである。

但し本表中馬來半島の部に於て、一九二一年度及一九二二年度が一九二〇年前より少ない數字を表して居るのは、著しき市價の暴落と生産制限の影響を物語るものである。これに反してスマトラは一九二一年市價暴落で採集を手控へたが、一九二二年の多いのは生産制限に加入しなかつた事を物語るものであると云ひ得るだらう。

以上の比較は正確に論ずるならば意味を爲さないものではあるが、馬來半島がスマトラに劣ると云ふ様なことは現在迄のところ少しも見出し得ない。

尙邦人栽培業者間では、常に馬來半島とスマトラとを比較する場合邦人間の栽培園が土臺とされて居る。

今馬來半島の各地に散在する邦人護謨園中、其地方毎に一―二園を選び、一九二七年度に於ける生産高を調査した結果は次の通りである。

| 地 方 園 名 | 採 集 面 積 | 總 生 産 高 | 英 反 當 り 生 産 高 |
|-----------------------------|--------------|----------------------|---------------|
| シヨホール河沿岸 | 三、九八九 三二六 | 一、一九四、六四〇 一五四、四一六 | 三〇〇 四七三 |
| トロ、スンガツト スンガイ、セルヨツト | 一、五〇〇 | 四六六、〇二六 | 三一一〇 |
| バト・パハ地方 | 二、五九四 | 五三三、七三三 | 五九一 |
| セム、ブイ、ラヤ | 一、六九三 | 五九八、五七〇 | 三五三 |
| ネアリ・スマピラン地方 | 三三三 | 一四九、一〇六 | 四四七 |
| スランゴール地方 | 一五六 | 三一、七一二 | 二〇三 |
| トレンガマ地方 | 一、六五七 | 五七七、一六四 | 三四八 |
| レセ ン ナ ガ ム イ | 四三三 | 一八〇、〇〇〇 | 四一四 |

右表は在スマトラ邦人園の一九二六年度平均二五三封度に對し非常な相違である。又各會社の考課状を見ても、馬來半島の邦人園の方が生産量が多いように見受けられるのである。従つて馬來半島のプランターの多くは馬來半島が多産地であると確信して居るらしい。

而して前表中特に注意したいのはセムブロン面積である。同所の面積は一九二七年度末に於ける切付面積であつて、其一年間の切付總面積ではないらしいから、英反當り生産量は事實もつと減らねばならないが、恐らく四〇〇封度を下ることはないだらう。其他のものに就いても生産制限中に屬するを以つて、面積に多少の掛引があるかも知れぬが、大體に於て信じて差支へないと思ふ。然し此の數字をスマトラのものに直ちに比較するを許さないのは、スマトラと切付システムが

違ふこと、及馬來半島はスマトラよりも年古く壯老年木の多いことも比較上大いに考慮せねばならぬからである。

以上の各種比較表に鑑み、スマトラよりも馬來半島の方が滲出量が多いやうに思はれる。然し難しく云ふならば地味豊饒なりと雖も必ずしも多量を滲出されぬ。地力稍々劣れりと雖も氣候其他の條件に依つて多量の液を採ることが出来る。又採液システムに依つて、或は科學的な栽培方法に依つて滲出量は異なるものであるから、絶體的に地力にのみ依ると云ひ得ない。タツパーが同じで氣候が同一で其他の條件も同じである場合絶體的對照が許されるのである。

故に單明に茲で地力の優劣を斷定し得ないが、無理に結論を求むるならば、記者は次の如き事を云つて置きたい。

スマトラの護謨園は地味豊饒而かも栽培法が科學的で、初めから表土を流さないやうに手入れが行き届き居るに反し、馬來半島はカヴァープラントさへ完全に行ふ處少なく、表土は流失されて貧弱の園に見受けるが、護謨の滲出量はスマトラに劣らないやうである。若し栽培法がスマトラの如くであれば寧ろ多量に出るかも知れない。故に護謨以外の作物には不向か何うか解らないが、護謨だけに對しては馬來半島は相當好適地であると云ひ得る。但し此の場合でも總體的に馬來半島の地力はスマトラに劣つて居ると云ひ得るだらう。

更に附言して置きたいのは護謨の經濟生命だが、植物性に富んだ輕鬆な沃土よりは埴土の方が物理的に考へて長い。此の意味に於て馬來半島はスマトラよりも永いかの様に思はるゝが未だ疑問である。然し今後スマトラが科學的栽培に成功せば、地力と相俟つて馬來半島より優ることは當然と思はれる。

本項に於て更に氣候、地勢、交通を考慮に入れ研究すべきを當然とするも、此等に就ては幾多の参考書に依り紹介せられあり、衆人の良く知悉する處であるから讀者の判斷に任せることとした。

第三章 勞働者

地方の優劣と相俟つて大事なのは勞働者問題である。英反當り六百封度の生産量を見る地も、苦力を得る事難く或は不健康地で苦力の疾病多きとき、又は苦力賃が高い場合は折角の好適地よりも寧ろ便利にして劣れる地の方が有利であると云ふ例が澤山ある。此の意味に於てばかりでなく、勞働者問題は栽培企業上重要な研究事項である。

この重要な事項が未だ充分に論議されて居らない。従つて印度苦力と爪哇苦力の比較などに關する特別な冊子は未だ見受けた事がない。

記者は先づ各國の資本家を惹きつけたスマトラの契約爪哇苦力から述べて見たいと思ふ。

第一節 スマトラの契約爪哇苦力

ペ博士は企業比較論の結論に於て、苦力刑罰規定の撤廢計畫の爲めに外資の流入を尠からず阻止せしめたと云つてゐるが、換言すれば刑罰規定を栽培業者に最も良く運用し得る様にしたならば、外國資本は更に多く導入つたであらうと云ふことにもなる。ペ博士が外領殊にスマトラの開発を思ふとき當然の言葉であらう。又和蘭の國策としても、爪哇の過剰人口をスマトラに移して爪哇の生活苦を救ふと共に和蘭本國の九倍もあるスマトラの大森林を、外國資本で先づ開發して國を富ましむると云ふ事は蓋し當然の策であらう。

故に大正十一年九月一日から實施せられた契約苦力賃銀は今尙其の儘で、僅かに大正十四年頃より護謨の好況に際して多少プレミアムを支給することを園主に強要したに過ぎない。従つて法律上の苦力賃銀には變りがない譯である。又一九二六年より刑罰認許廢止の提案が一九二三年人民評議會に上程されてゐたのが、舊法持續と云ふことになつて今日に至つたのである。

(ペ博士の一九二三年の著に契約苦力撤廢計畫とあるのは此の事である)

而し土民も今は漸く文化に恵まれて、あらゆる方面に智識を求め思想問題を云々するに至り、近頃では共產主義者や無政府主義者を出すに至つて益々騒しくなつて來た。

殊に、爪哇にあるサリカット・イスラム (Sarikat Islam) なる團體の支部がスマトラに多く設けら

れ、會員をスマトラの契約苦力中に見る様に成つて、思想は一層悪化したやうに聞くが事實か何うか解らない。サリカット・イスラムそのものは敢て問題ではあるまいが、兎角斯くの如き團體の中には色々の分子が出来て自然に悪化するのは何れの國でも大同小異である。

労働問題は國際的に八釜敷なつてゐるが、スマトラの契約苦力は別段問題ともならず、つい一箇月前迄十時間労働が行はれ刑罰は今尙執行されて居る。然し人民評議會に於て大いに論議され著しく改良されたとは云ふものゝ、最早や斯様な契約労働者は他國に於ては見ざるべくもない。然して改善の主なるものは、再契約期間の一箇年半が現在では普通一箇年になつたこと、この再契約は將來認められなくなるのも遠いことではあるまい。否總督としては一日も早く無くすることを聲明してゐるのだ。夫れから五箇年以上勤続の者には一棟の家を與へること、全體的に園が儲かるブーム時代には幾分の賞與金を支拂ふやうにすること、支配人の許可なくも園より外出するを認めたる事(但し遠くへ旅行するのでなく一寸園外近くに外出すること)、労働時間は最近九時間に變更の議が起つてゐる。尙請負作業法(一日分の作業分量を請負はしむること)に依つても差支へなきこと、娛樂としては從來の爪哇樂器、影繪芝居の外にフットボール、本(傳説ものに類した或は宗教的、若しくは唄本など)を與へること永續者には恩給を給する方法も講せられて來た。子供の養育方法なども著しく改善され、苦力舎の附近には野菜畑をも與へよと言ふやうな議論さへ起つて來たこと等である。

最近のこの著しい改善も尙一般社會と比較しては物足りない感があるが、使用主の立場から云はしむれば能率の減退思想の悪化誘發であるとの聲が高い。先般邦人資本家經營の油椰子園で、邦人助手が苦力に横腹を及物で刺された騒ぎがあつた。その後一ヶ月にもならないのに又同資本家經營の珈琲園の邦人助手が苦力のため殺害された。

その後 Straits Times に依れば、本年九月中、一週間に Sibaran Est. に二件 Bahseemboc Est. に一件 Nagardja Est. に二件 Doengei Parit に一件、計六件の監督者苦力間の事件があつた事を報じてゐる。此の頻々たる苦力の及傷沙汰は何を物語るか。使用主の言の如く思想の悪化であり、能率の減退であり、尙一面には苦力賃の昇つた事をも意味することになる。更に最近爪哇よりの契約苦力を志望する者少なく、苦力募集難に陥つてゐる傾きもあり、自由苦力拂底の處だけに新に開墾を爲す處、小規模農園、新植付地を有する園等は非常に困つてゐるとの話である。要するに昔の様に酷使するを得ず、又従つて安く使ふと云ふことは年と共に許されぬことになるだらう。

第二節 契約爪哇苦力賃銀

| | 新契約苦力賃銀 | 再契約苦力賃銀 | 摘 | 要 |
|---|---------|---------|---|---|
| 男 | 四二仙 | 四七仙 | 新契約苦力とは爪哇から三箇年契約で來た苦力にして三箇年契約満了後契約するものを再契約苦力と云ふ | |
| 女 | 三七仙 | 四二仙 | | |

割増金規定(オーバータイム一時間に付き)

| | | | | | | | | | |
|---|----|---|----|---|----|---|----|---|---|
| 新 | 契 | 約 | 苦 | 力 | 再 | 契 | 約 | 苦 | 力 |
| 男 | 八仙 | 女 | 七仙 | 男 | 九仙 | 女 | 八仙 | | |

右の賃銀は午前五時半より午後六時迄及午後六時より翌日午前五時半迄で、労働時間は晝間十時間夜間八時間であつて、割増量は其の時間外に支拂ふ率である(勿論此の労働時間には苦力舍から現場への往復時間も含まれてゐる)。

此の賃銀の外に月一盾以上のプレミアム及び適當の賞與を給する様一九二五年頃から實行されてゐる。今は不況だから精々プレミアム一盾位に過ぎない。

南洋の護謨栽培事業(前掲)の四八五―四八八頁には、以上の實際支拂平均賃銀は五三―五五仙とある。又色々の附帯費を入れたならば七二―三三仙、内譯は支拂賃銀四八・三三仙、休日割増賃銀四・六仙、募集入費六・四仙、回収し難き前渡金〇・一仙、保健醫療費五・八仙、労働者の宿舍維持及原價償却六・八仙、税金〇・二仙である。

アフロスの詳細なる計算によると、毎日の賃銀五〇仙に附帯費三二八仙を加へたもの即ち一日八八仙が代表的數字だと云つてゐるが、星貨に換算すると約六一・六仙である。この數字を以つて馬來

半島の苦力賃と比較することになるのであるが、果してこれが正しいかは疑問である。

要するに、高いとか安いとか云ふのは附帯費たる三二八仙に關係するのである。今其の内容を左に轉記すれば

- 病院寄附(苦力一人月四〇仙) 一六〇 看護費(毎労働日一盾とし疾病の) 六〇〇
- 一般衛生報告費(苦力一人に付七五仙) 〇・二五 米の損失(苦力一人に付き月一盾五〇仙苦) 四・五〇
- 茶の給與(毎日苦力一人に付五仙) 〇・一八 祭日、三十日(一日五〇仙とすれば) 五・〇〇
- 擔架輸送費 一・〇〇 醫藥(苦力一人に付月一〇仙) 〇・四〇
- 前貸金捧引 〇・一〇 爪哇新年祝節費 〇・五〇
- 豫防注射費 〇・二六 宿舍建築物維持費 四・五〇
- 病院建築費 〇・八〇 募集費 一・二五〇

計 三七・五七仙 即ち約三八仙

右の内募集費が最も大きく三三%を占めて居るが、募集費は一九二六年一月五日附で次の通り改正された。

A.V.R.O.S. に依る場合

A. 獨身者

第三章 労働者

普通募集 男又は女一人に付 一〇五盾

一種至急 同 一二五盾

二種至急 同 一一五盾

B. 雙方契約の場合(夫婦者)

普通募集 一組 二一〇盾

一種至急 同 二五〇盾

二種至急 同 二二〇盾

C. 既婚者の場合(男のみ契約)

普通募集 一組 一五〇盾

一種至急 同 一七〇盾

二種至急 同 一六〇盾

此等の募集費の外に、爪哇移民局へ契約者一名に付き三盾宛の手數料を支拂ふのである。尙苦力募集に際しては在園男苦力に對して、女が少くとも三〇%以上に成る様に常に考へて募集せねばならない、それ故に餘儀なく既婚者を求むる場合或は夫婦者を必要とする場合が屢々ある。女が少いと云ふ事は苦力の落着が悪ければかりでなく苦力の氣が荒くなり勝ちなので、労働官は常に此等の

配合にも意を注いでゐる。

尙苦力の送還費は、メダン市迄の距離の遠近に依て異なるが、メダン市より百基米の圏内であればスラバヤ、スマラン方面は一人當り三七盾、バタビヤなれば三五盾見當にして、送還の際大人一人につき醫師への手當五〇仙を支拂ふ事になつて居る。

再契約苦力として自園の苦力自身が契約する場合は、普通プレミアム三盾乃至一〇盾を、外にマンドルへ二―三盾を労働官への登録料二盾五〇仙を、若し他よりの者の場合は旅費を支拂ふ事になつて居る。而して周旋料を拂ふ場合と然らざる場合とがある。

一九二三年度調査の「南洋の護謨栽培事業」中の日稼作業費は、現今の方が遙かに高くなつてゐる筈だが、記者は自分の經驗に徴して附帶費を計算して見やうと思ふ。

A. 苦力募集及送還費

百名の募集苦力の内、逃亡、死亡、病氣に因る送還者及病氣にて契約期間を満足に働かぬ者等を見込む時は六名乃至十名に達する(園の状態に依りて多少の差あり)。再契約の歩合は優良園にて八〇%、普通園にて六五%、稍々不良園にて五〇%先づ六〇%位を平均に見るを安全とする。

アフロスにては休日を三十日に見てゐるが、普通公休日(即ち賃銀支拂の翌日に相當するもの)

一ヶ年二十四日、それに祭日 27 Radjab, 29 Roewah, Lelaran Poewasa (三月八日), Lelaran Hadji,

10 Mochharan, 12 Meelood の八日及和蘭天長節、更に年二回の健康診断日を一日に、雨天のため半日作業に終る日を十日として五日、突發事件の爲一日合計四十日は作業せざる日として一ヶ年三百六十五日から差引き作業日数は三百二十五日と見ねばならない。故に百人の契約苦力を九二人と計算し、三ヶ年八九、七〇〇日、再契約苦力は第四年六十五人、一ヶ年二一、二二五日、第五年四二人、一ヶ年一三、六五〇日、第六年二七人、一ヶ年八、七七五日、第七年一七人、一ヶ年五、五二五日、第八年一人、一ヶ年三、五七五日、總計日数一四二、三五〇日となる。

募集費は各級平均一、二六盾を見積り一、二、六〇〇盾、再契約の場合の費用は平均一〇盾とし一、六二一人の再契約費一、六二〇盾、送還苦力は九〇人の苦力の五〇%と見做すも、地方に依りては三〇%に過ぎざるものがある。費用は一人當り平均三六盾とし一、六二〇盾となる。

此の三口合計一五、八四〇盾、これを苦力一日當りに割當する時は一一二仙に相當するが、園の環境等に依つて甚だしく事情が違ふが本計算は最も安全である。稀には五―六仙に過ぎない園もある。

B. 苦力に直接支拂ふ賃銀

苦力に直接支拂ふ賃銀は、前記の苦力の内、女三〇%として計算するときは、總苦力賃五九、五四七盾一五仙にて一日當り四一八仙である。此の外プレミ及エキストラ・プレミを一ヶ月平均一人二盾

五〇仙とすれば七、六二〇盾にて一日當り五仙三厘、計四七仙一厘となる(外人園には採集苦力に對し五盾を拂つてゐる所がある。芽接苦力に對しては一本につき一仙乃至二仙の賞與を與へてゐる所もある)。

C. マンドル給料

マンドル給料は五百人の苦力につき大マンドル月八〇盾、苦力三五人に付き小マンドル一人月給二五盾とすれば、前記計算苦力に付き約四、六七〇盾を要し、一日當り三、二二三仙となる。

D. 苦力への配給米差損

配給米差損とは苦力に供する米代の差にして、其代金は米價の高低に拘らず一〇疋一盾二五仙の割で支給する規定であつて、而かも上等米をやることになつて居るから百疋十五盾なら二盾五〇仙の外に運賃や米の精製費を損することになる。これは年に依つて異なるが例へば一九二〇年頃は百疋七五盾もしたから實に數倍の損失であつた。現今では一五―二〇盾の範圍で大した事はない。地方に依つて差はあるが、大體年一人に付八―一二盾の損失と云ふから一日當り平均は三、〇七仙になる。

E. 苦力保健費

苦力保健費の算出は同一状態の處に於ても大きな差がある。自園に病院を有する場合と有せざる

場合又は其の設備の完否、他の病院に通ふ距離の遠近に依り實に區々である。アフロスのものに依れば非常に細かく別けてあつて其合計は九二五仙になつてゐるが他の表では五八厘仙で三四五仙の差がある。日本人の或園では三六仙ですんでゐる處がある。邦人園の多くは、自らの病院を有せず他園と聯合して病院をもつてゐる。大體の平均は約四仙五厘と見て誤りがないやうである。

F. 前貸捧引

前貸捧引は概して交通不便な地の園に多い。邦人園は比較的が多い感があるが、苦力一人當り二厘を越すことは稀である。

G. 爪哇正月費用

爪哇正月費用は、苦力舎の飾付け饗應の水牛代、マンドルの心附等であつて區々だが、水牛肉代として一人前八〇仙一盾を、マンドルに二二三盾を支給する園もあるが、樂器、影繪、其の他の娛樂費、償却費を含めて四厘を見たら差支へなからう。

H. 宿舍建物維持費及遊戯場育兒所

宿舍建物及遊戯場育兒所の維持費は百人入宿舍一棟を八千盾とし、十ヶ年保存するものとしての手入費(塗替費、井戸修理、便所手入等を含む)約八〇〇盾とすれば、苦力一人一日當り六・一八仙になる。

I. 休日の支給賃銀

休日の支給賃銀は、A・B・Cを土臺として計算すると八、八〇七盾八一仙となり、一日一苦力平均六・一八仙に相當する。

J. 兒童教育費、乳兒養育牛乳、粥、保姆費、税金

右の諸費用は一日一苦力當り五厘五毛

合計 八二・六一仙 星賃に換算すれば五八仙に相當す。

右の數字はアフロス試験場計算の代表的なものに比し五三九仙安く、他の七二三仙に對しては一〇・三一仙高し。

本計算は邦人園としては餘り差のない數字と思ふ。勿論此等の内には家族扶助料一切を含んで居るが、ペンションは含んで居らない。邦人園では普通七五―七七仙位に見て居るが斯の如く明細に算出してないからである。

尙五ヶ年以上の夫婦者に一棟の住宅を與ふるとすれば宿舍費は更に増加する。

第三節 スマトラに於ける支那苦力

スマトラに於ける支那苦力は豊富でない。現在雇入れるには一人當り前貸金二〇―四〇盾を出さねばならぬが、二百乃至三百と云ふ頭數を集めるには中々容易でない。此等の自由支那苦力日給賃

銀は一盾五〇仙見當で星貨の一弗五仙位に相當するが、請負作業なれば普通二盾、即ち星貨一弗四〇仙位の割に働くを普通とする。作業時間は爪哇契約苦力の如く遅くも午後二時頃までに仕上げ午後は遊ぶと云ふ様なやり方はせず、日給作業なれば午前午後の九時間請負作業にても午前午後と働くのが普通である。蘭領の支那苦力の約二五%位は爪哇女の内縁の妻を持つて居ることが、英領と甚だしく趣きを異にする。従つて苦力含も幾分の面倒が伴ふことは當然である。蘭領の栽培園で支那苦力を使ふのは、開墾當時か或は臨時作業の場合のみで採液や除草等には使用されない。支那苦力自身も望まない。但し煙草園に對しては支那人の契約苦力が認められてゐる（支那人の契約苦力規則は熱帯煙草の栽培方法を參考されたい）。

第四節 馬來半島の印度苦力

馬來半島の栽培園で使役する労働者は甚だ古い統計であるが左に示さう。

一九二一年英領馬來護謨園の人口表

| 地 方 | 馬來人 | | 支那人 | | 印度人 | |
|-------|-------|------|-------|-----|--------|------|
| | 數 | % | 數 | % | 數 | % |
| 海峽植民地 | 四、四五三 | 一〇・〇 | 六、九〇四 | 一五六 | 三二、二九八 | 七三・〇 |

| 地 方 | 馬來人 | | 支那人 | | 印度人 | |
|-----------|---------|------|--------|------|---------|------|
| | 數 | % | 數 | % | 數 | % |
| シヨホール | 一一、一一七 | 二七・一 | 一五、五六五 | 三四・八 | 一五、七四一 | 三五・〇 |
| ケダ | 五、二〇一 | 一三・五 | 一〇、六二三 | 三七・六 | 二二、二〇七 | 五七・八 |
| ケランタン | 一、八六六 | 三〇・八 | 二、五二七 | 四一・八 | 一、五二六 | 二五・二 |
| トレンガヌ | 一八三 | 九・〇 | 一、七七二 | 八七・九 | 一九 | 〇・九 |
| ブルネイ | 五六六 | 七二・八 | 一九五 | 二五・〇 | 四 | 〇・五 |
| ペラ | 五、四〇一 | 六・〇 | 六、六四八 | 七・四 | 七五、八四〇 | 八五・二 |
| スランゴール | 二、九八八 | 三・〇 | 七、九六九 | 八・一 | 八五、九二四 | 八七・六 |
| ネグリ・スマピラン | 二、一四一 | 五・二 | 一六、〇八一 | 三九・〇 | 二二、一八九 | 五三・九 |
| パハン | 三、四〇三 | 三九・八 | 二、四三七 | 二八・五 | 二、五九七 | 三〇・四 |
| 馬來聯邦州計 | 一一三、九三三 | 五・八 | 三三、一三五 | 一四・〇 | 一八六、五五〇 | 七八・八 |
| 英領馬來計 | 三八、三一九 | 一〇・二 | 七〇、七二二 | 一八・九 | 二五八、三四五 | 六九・三 |

本表で見ると全體の上から印度苦力は約七〇%、馬來聯邦州のみの場合は七九%で、スマトラ東海岸州に於ける同年の労働者總數二十二萬人の中爪哇契約苦力十八萬九千人にして數に於て略似たものであるが、パーセントから見ると六一・一五%少ないことになる。

然しスマトラの爪哇契約苦力と馬來半島の印度移民苦力とは相等しき勢力にあるものと見て差支へあるまい。この印度苦力は殆んどタミール族とマリアラム族との二種族で、其の他の種族は極め

て少数に過ぎない。

タミール苦力は、在ネガバタム市のマチュラ會社に依り、マリアラム苦力は在マドラス市のピンニー會社の手に依り募集せらるゝものであつて、兩者共衛生思想乏しく在郷中の生活は實に貧弱なものである。又従つて在郷中の彼等の労働賃銀は一日僅かに八アンナに過ぎない。如何に生活の低いかはこれに依つて想像がつくであらう。

政府の奨励に依つて一旦彼等が當地に足を染むれば、一日勞銀は四八一五〇仙にして而かも衛生的宿舎に起居し規則的な作業を爲すので健康状態も良くなる。又相當貯金を爲し郷里へ送金するものも多く見るに至るのである。先頃中印度の移民調査委員が親しく當地の實況を視察せられ、總ての點に於て先づ彼等としては満足するであらうとの話であつた事を記憶して居る。

タミール苦力は極めて柔順なれども、マリアラム族は技術的才能を有し又精悍であつて、一面爪哇苦力に似た所がある。タミール苦力は、マリアラム族を自分等よりも下等な人種として居るらしく言語も通せず宗教も亦異にして居る。タミール苦力は夫婦出稼ぎを嫌ふの風習がある。

此等の印度苦力は爪哇苦力の如く思想悪化などの悞れなく、又印度政府も苦力自身も喜んで馬來地方へ出稼するの傾向があるから、苦力募集の困難を見ることはないが、爪哇苦力の如く落着のないのを缺點とする。

第五節 印度苦力賃銀

(a) タミール苦力賃

- 男 採液作業 五〇仙 除草其他の作業 四八仙
- 女 採液作業 四五仙 除草其他の作業 四三仙

右は一日の労働時間八時間乃至九時間に對する賃銀であつて、歐洲人は午前六時より午後二時まで八時間使役するを普通とし、邦人は一般に午前六時より同十一時迄、午後一時より午後五時迄九時間使役してゐる。法規は一日の労働時間を九時間以内とし六時間以上の連續労働を禁じ、又契約期間は一月を原則としてゐるが、合意の上一ヶ月毎に契約更新を續け永く使役し得るのである。但し苦力が退園せんとする場合は一ヶ月前に、家僕の場合は十四日前に、ノーテイスを與へる事になつてゐる。

(b) オーヴァertimeの割増金

一日の労働時間は九時間を原則とするも、工場作業とか其他特殊な作業に於ては十二時間使役し得べく、苦力は是れに應せねばならぬ義務がある。

然し實際には餘り實行されない、往々ありとするも一二時間に過ぎない。此の場合割増金は三〇分毎に普通日給の九分の一以上を支拂ふの割合であるから、倍額を支給せねばならぬ事になつてゐる。

然しこのオーヴァertime賃金を支拂ふのは特殊な場合で、一般護謨園作業としては無いのであるが、採液苦力を午後、例へば三時から五時迄除草或はその他の作業をやらせることがある。其場合何程(園及作業に依つて異なる)かの賃金を與へるが、これは時間の問題であつてオーヴァertimeの作業ではない。此の賃金は多くの場合一時間が日給の九分の一より高いのが常であるが、一般苦力賃の内には計算すべきものでない。

(c) 苦力の登録手数料

苦力を雇入れたる場合雇主は七日以内に規定の報告をせねばならない。其の登録手数料は苦力一名につき一弗である。平均苦力が在園を六ヶ月に見做し一日當り〇・七仙となる。

(d) 苦力の作業限度日數

苦力は一週間内六日間月當り二十四日間労働の義務あるも、雇主は強制的にそれ以上使役することが出来ない。故に月給で使役を定めたるものは二十四日の服役に對し一ヶ月分の給料を支給せねばならぬ義務がある。然し苦力の場合には月給を以つて定める事は稀である。

一ヶ月二十四日の労働日數は一ヶ年二百八十八日に過ぎないが在園苦力の多くは先づこの數字が平均であるだらう。善良な苦力でも三百日以上働くのは數に於て極めて少ないと云つて差支あるまい。

(e) 男苦力と女苦力の歩合

昨年五月以來印度で移民苦力を出す場合一〇〇人の内二〇人は獨身者、四〇人は既婚者と云ふ割合で取扱つてゐるが、護謨園内の男女歩合は必ずしもこれに一致しない。雇主の多くは女よりも男の方を好むのが普通であるが、總ての方面から考へて女苦力を或程度まで多く使ふと云ふことは爪哇の契約苦力の落着がよくなつて利するところが多くはなからうか。

邦人園の場合で見ると女は一〇―一五%であるが、馬來半島全體の場合は一九二二年に於て二八%であつたが、前年に比し約二%の減少である。一九二二年以後に於ては確實な表を得ないが、昨年度の事情に鑑み増加して居るとは思はれない。

(f) 幼兒及産婦手當

女苦力が五〇名以上在園する場合は育児所を建設し、女苦力が就業中三歳以下の幼兒を收容し無料で米及牛乳を與へねばならぬ。スマトラでは育児所は大概遊戯室の一部に設けられて居るが、馬來半島では苦力舎内に設けてある。

牛乳代は五〇人の女苦力のある場合月當り一〇―一二弗と云ふを以つて極めて些少である。女苦力の分娩前後各一ヶ月即ち二ヶ月に對し過去六ヶ月間の總收入高の六分の二の手當を支給せねばならぬ。假りに月九弗として六ヶ月分五四弗即ち十八弗を支給することになる。これを六ヶ月間の作業

日數に割當てると、大體その女苦力につき一日一二仙五厘に相當するが、若し女苦力が六ヶ月未満の場合でも其稼ぎ高の六分の二である。第二回以後の出産は出産前十一ヶ月の總収入の十一分の二を給することになる。今假りに九五弗とせば一七弗二八仙で一日當りは六・八三仙になる。邦人園の六〇〇人程苦力を使つてゐる處の例に従へば妊婦は月當り一人位だとの事である。更に七歳から十四歳までの子供が一〇人以上在園する場合は學校を建て教育を施す必要があるが邦人中のエステートには未だ此の設備を見ない。

(g) 苦力募集のアツセメント

アツセメントは從來一樣でなく時に依つて五〇仙乃至二弗の間を上下したが、又時としては一時的に六弗の場合もあつた。一九二四年の例は第一期第二期とも二弗、第三期以後五〇仙に低下した。斯の如く上下するアツセメントは、移民募集基金が印度に澤山餘裕のある場合は安く、基金が少い場合には高くなるのである。現在では男四弗、女三弗であるから、一期即ち三ヶ月労働日數約七十五日間で除せば男一日に付五・三三仙、女は四仙に相當する。而して男を八五%女を一五%とすれば其平均は五・一三仙である。

(h) 苦力募集費用

苦力募集は、直接印度から呼ぶ場合と地方で募集する場合と二つあるが、其費用は大體に於て從

來の例に鑑み大差がない。邦人園の現在は大抵地方募集である。其の地方募集の中でも遠距離募集と近距離募集との二つがある。馬來半島内で近距離募集の實費は一人につき二弗位、遠距離募集の場合は五弗位を要するのが普通であるから、平均三弗五〇仙に見て差支へない。印度から募集した場合でも、募集費と募集奨励手當を差引くと矢張り此位の費用を要するのである。

然し園が苦力の集散地である場合は殆んど募集費を要しないこともあるが極めて稀である。

今三弗五〇仙の募集費を要した苦力が何の位長く在園するかと云ふに、或經驗家の談に依れば一〇〇人の苦力は其翌月から退園、逃亡、死亡、其他の事項で毎月平均八人乃至九人の減であるから平均約六ヶ月で一日當りを計算すれば二・二仙となる。

(i) 衛生保健費

農園の大小及び設備に依つて其費用に大差を生ずるが、藥品、藥劑師、炊事、コック及雜役夫、醫療機具費の償却一切で在園苦力一人當り一ヶ月三六仙一日當り約一仙半であるが、退園後就職せず病氣で政府の病院へ入院した場合其入院費用は舊使用主に掛つて來る。一ヶ月の入院費用は約九弗内外であるが、五、六百人を使用する園では毎月平均三弗位を負擔するやうになる。又醫務官が労働に堪え得ざるものとして印度へ送還する場合其費用約一人につき二〇弗位かゝる。これが一年には四千英反位の所では二人位ある故に前記退園苦力の入院費共年七六弗、これを五〇〇人在園の

數で除すれば一日當り五毛に過ぎない。

醫師を置く場合は月當り苦力一人三五仙内外即ち一日當り一仙四厘に相當する。以上合計は大體に於て英反當り年三弗に近いものである。

(j) 苦力宿舍建設費

苦力宿舍は政廳の意に適ふよう建設するには三六人收容のもの一棟三、八〇〇弗を要すべく井戸の費用は一棟負擔額八〇弗及二〇年間保有として宿舍塗替其他の費用約二、〇〇〇弗を要するとの事であるからその合計五、八八〇弗これを一日一苦力に割當てるときは二、八三仙に相當する。

(k) マンドルの給料

マンドルの給料は請負法に依るものにして、採集作業にありては封度當り七厘位の割合の口錢を普通とすべく、一日一人當り採液量七五封度とすれば五二五仙を四〇名の苦力を使役すれば二弗一〇仙を得べきも、圖實際支拂は八掛位の計算を爲し支給するを常とするが故に約一弗六八仙である。一ヶ月にすれば四〇弗に相當するが、事實は三五弗位に過ぎない。採液作業でない場合或は月給で使用する場合は次の如き計算になる。

マンドル給料は二〇―三五弗位で平均二二弗であるが、使用苦力一人につき一日一仙乃至二仙の口錢を取ることになつてゐる。使役苦力二五人と見做し毎苦力月二五日作業とすれば此口錢月九弗

三八仙で、合計三一弗三八仙となり、之等の數字は大體に於て現状に鑑み大差がない。

附帶費合計の一日當り苦力賃

- 一、實際平均苦力賃 男 八五% 女 一五%の割 四八・二五
 - 二、登録手数料一苦力在園六ヶ月を見込み 〇・七〇
 - 三、幼兒扶養料は女苦力五〇人に付き毎月平均一二弗と假定し男を八五%女を一五%と見做し苦力總數約三五〇人 〇・〇一
 - 四、産婦は六〇〇人在園にて毎月一回とし初産者を四〇%、初産に非ざるものを六〇%と見尙其手當は規定の期間に満たざるもの、然らざるものを平均して毎月一五弗の支出と假定すれば 〇・〇一
 - 五、アツセメント 五・一三
 - 六、苦力募集費 二・二〇
 - 七、保健費 三・〇〇
 - 八、宿舍費 二・八三
 - 九、マンドル給料 五・三九
- 計 六七・五二

第六節 馬來半島の支那苦力

馬來半島の支那人はスマトラのものより異り、採液及除草其他の作業に於てタミール苦力同様に實用されてゐる。普通日給は九〇―九五仙、平均九二・五仙となるも、一旦苦力不足を唱ふるに至れば忽ちにして昇騰するが、同時に多數の人員を求めるところも出来る。尙彼等が現在農園で請負作業をなすものを見れば、普通一弗一〇仙の工賃を手にするやうである。彼等の採液作業請負工賃は地方に依つて異なるが、六仙乃至九仙の間を上下して居るのである。

第七節 苦力賃の比較

前記の苦力賃計算は決して萬全を盡したるものではないが、大體に於て認め得る數字と思ふ。故にスマトラ東海岸州及アチエ州の契約爪哇苦力一日の代表的苦力賃は、蘭貨八三仙、星貨五八仙と見て差支あるまい。馬來半島の六七・五仙なるタミール苦力一日の賃銀も亦代表的の數字であるから、茲に九・五仙の差を生じそれだけ馬來半島の苦力賃が高いと云ふ結論に達するのである。

更に支那苦力賃銀に於てはスマトラの方は日給星貨一弗五仙、請負の場合同貨一弗四〇仙、馬來半島のは日給星貨九二・五仙、請負の場合に於て三〇仙安いと云ふ結論を見るのである。

此の結論に於て邦人の立場から注意したいことは、邦人栽培園の多くがタミール苦力よりも支那人を多く使つて居ること及び請負法に依つて居ることはタミール苦力を使ふよりも有利であるが爲だと思ふ。タミールを比較的多く使つてゐるのは三五公司、柔佛護謨、南亞公司などで馬來護謨

公司其他の園では餘り使つてゐない。この點は苦力賃比較の上に相當考慮を要するのである。

然し苦力賃の安い高いはこの比較論では斷言が出来ない。モット大事な問題は苦力の作業能率である。換言すれば契約爪哇苦力と印度苦力とは何れがよく働るか即ち仕事を多くするかの問題である。又更に支那苦力の作業能率の比較である。先づ支那苦力から述べて見よう。

馬來半島の支那苦力とスマトラの支那苦力とは素質に於て大分差がある。馬來半島の者を見るに女を持つて居る者はマンドル位で、苦力で女持ちは殆んどない。これに反しスマトラの苦力は多勢の同居中に爪哇女を内縁の妻として持つて居る者が二〇―三〇%ある。而して聊かもこれを恥としないのみならず常に女の問題で喧嘩を繰返してゐる。この淫風は獨り支那人ばかりでなく一般的にはあるが保健の上から勞働に影響するものと見て差支ない。よし健康と體格に影響は無いとしても精神的に休み勝ちになるとか遅出早引は常であるのみならず、馬來半島の如く丹精でないことは事實だ。馬來半島では、印度苦力の代りに支那苦力を除草にも使役すると共に一般の作業に當らしめ得るが、スマトラでは採液作業でも除草作業でも賃銀が非常に高率につくので使ふことが出来ない。それ故にスマトラでは苦力不足の場合にのみしか使役されない。この間の事情は明かに契約爪哇苦力に比し採算的でないといふことになる。これに反して馬來半島では印度苦力に比し採算的であることを窺はれる。馬來半島で彼等の除草作業を見るに彼等は飛び廻つて熱心に従事して居るが、ス

マトラでは決してそれ程熱心に働き居る状態を見ることは出来ない。記者は開墾の穴掘に就て其能率を比較して見たことがあるが、遺憾ながら其數字を失つた。何んでも二割位の差があつたかの様に記憶して居る。マトラのプランターにせよ馬來半島のプランターにせよ、経験家であるならば一目してマトラの者は開けて居ると云ふ感に接するであらう。これは能率の劣つて居ると云ふか或は餘り精を出して仕事をしないと云ふことになる。尙これを否定する人があるとするも、黴毒の傳染に依る體力の減退は免れない。又馬來よりも道樂者が多いと云ふことも事實である。

記者は賃銀の上からも能率の上からもマトラの支那苦力は高いと云ひ度いのである。但し馬來半島は印度苦力の多寡に依つて支那苦力賃の高低があるから常に云ふ譯にはゆかない。要するに現在の苦力賃の程度に於て或は賃銀が同額になつた場合にのみ云ひ得ると思ふ。

契約爪哇苦力と印度苦力との比較に就ても、其能率の研究比較を例へば重粘土、埴土、砂質壤土、腐植土に分つてやつた事があつたが、これも前者同様手許にないが、その當時一般作業能率は印度苦力よりも爪哇苦力の方が優秀であつたことを記憶してゐるが、何の位の差であつたかは記憶にない。最もこれを重要視することも出来るが又た重要視得る譯にもゆかない。何故なれば氣候が同一であつて苦力が兩者共同の氣分で働いてゐたか、農具に輕重鈍がなかつたか、同じ土壤とは言ひながら全く同一状態にあつたかは頗る疑問である。極めて精密に云ふならば同一地で苦力が適當な食物

を同程度に取つて而かも同體格のもの、場合正確なるかも知れないが、そんな比較は出来ないのみならず少量の作業比較では立派な材料と云ひ得ない。

記者がジョホール河沿岸で日給と請負で印度苦力を使つた経験と、マトラに於ける爪哇苦力の總ての場合とを比較考慮して見るに、後者の方が能率が高いと腦裡に印せられて居た。然し又爪哇苦力の一九二〇年時代から一九二六年時代とを比較して見ると從來より劣つたと云ふ感がある。記者は獨逸人の使役システムに依り或は和蘭人のシステムに依り使つたのであるが、當時午前五時二分には苦力舎に至り點呼を行ひ嚴重な監督の下に使つたが、勞働問題が八釜敷なつたにつれ最近に至つては點呼もやらないやうになつた關係から昔の様な能率は望めないだらう。

殊に苦力と監督者との喧騒問題が多かつた。茲二年間記者はその實況を見ないが、能率は減退したと云ひ得るも増進したとは絶対に言ひ得まい。

最近の待遇改良は人道上の問題からも出發してゐるが、能率の減退を防ぐ手段として行はれるものに外ならないが非常に六箇敷の問題である。爪哇苦力は元より骨脊みの者であるが、從來は群衆心理を利用し又威力あるマンドルの腕に依つて能率を左右したが、現在の如く法律が嚴重になればマンドルの威力なるものは全く地に落ちて、昔の様に鷲の前の雀と云つたやうに苦力を嚇かす譯けに行かない。能率の減退は此の點に大いに原因するものと云つて差支ない。現在では上手に甘く

使つて能率を挙げねばならぬが、低級な彼等に對し此の間の呼吸は中々行はれるものでない。殊に明日食ふ米がなくならうと或は〇〇に〇〇を強要してさへも賭博に溺る、彼等、又政府が月二回賭博を認めて遣らせる彼等、請負作業を與へず時間から時間まで暑い所に一〇時間も猿又一枚でブラリ／＼と働く(多く怠け者は時間作業法で使ふ、一般的には一日分の作業を與へてそれが終れば時間に関係なく歸つても宜敷と云ふ方法による)彼等、金がなければ二日位食はずに仕事をやる彼等、一箇月副食物費五盾乃至七盾で暮すことの出来る彼等、御し易くもあり御し難くもあり頗る六箇敷い。日本からホット出の青年或は馬來半島に二三年居たものでも彼等を思ふ様に使ふのは相當難事である。尙彼等は生活様式の高いものを立派な監督者と見て服従するが、監督者の家が貧弱であつたり、自動車を持つて居らぬ様な監督者には横柄で仲々服従などしない。そこで腕力問題が出るやうになる。自動車上で途中逢つた場合脱帽敬禮するが、自轉車等で擦れ違つても禮をしないと云ふ性格を有するものであるから、彼等の待遇をよくしてゆくと共に邦人監督者の待遇も改善してゆかねばならぬ。こう云ふ點は内地の重役などの解し難い而して日本人式には考へられない點である。翻つて一方印度苦力も爪哇契約苦力に劣らぬ情け者で、骨吝みの點は爪哇契約苦力以上である。而して爪哇苦力より話好きな苦力である。先づ彼等の除草作業の際鍬の動かし方を見るに頗る遅い内地から來たこの日本人なぞが見ると擲りつけたい程である。而して暑い處をブラリ／＼やつて居

る處は容易に真似の出来ない不活動振りである。往年記者は千葉縣より來た勞働者七人を印度人同様に使つたことがあるが、その能率は雲泥の差であつたが日本人の多くは病を得て引揚げた。暑い處で働くにはブラリ／＼でなければ續かないのではあるが良く堪へ得るものである。殊に彼等は時間觀念が非常に強い。即ち作業に働くよりも時間を過すべく働くと言ふ方が適當かも知れない。この點に於て爪哇契約苦力は總體的に短氣で及ばない所である。斯様に彼等が時間を過すに堪へ得る素質を持つてゐるのは、彼等の國が馬來よりも暑いこと及び還境の古い壓迫から習性的になつたものであらう。

然し採液作業の如きものにあつては、爪哇契約苦力も印度苦力もブラリ／＼油を賣るものが少いと云ふのは日蔭作業であること、及採液後作業をしてもしないでも差支へないこと、働けば働く程月末に多少の賞與があるのみならず力を要しないこと、塵だらけになる仕事に比し上品な作業の如く考へてゐること、それに與へられた本數だけは何うしても切らねば怠惰の罰は免れないと云ふ觀念があつて、除草の様にブラリ／＼はやらない又やらふとしても話相手がなく三―五英反の中に一人であるから勢ひボンヤリしてゐる譯には行かないのではあるまいか。この採液作業の場合に於ける彼等の比較は何うであらうか、技術に於てどうであらうか。支那苦力は此の點に於て遙かに兩者を凌いでゐるが彼等兩者の比較は斷言し得ない。苦力そのもの、性質から云ふなれば技術的に爪哇契

約苦力を推奨したいが、印度苦力は柔順にして良く命令に服する性質を有し胡魔化しをすることが少い。量の比較は、地質、樹齡、滲出量、地形、運搬距離等に關する問題であるから乳液の數量を以て比較することは出來得ないが、單に一封度當り工賃を考ふる時はスマトラは封度當り蘭貨六仙―九五仙即ち星貨四二仙―七仙、馬來半島は五―九仙であるから、スマトラの方が安い。然しこれは苦力が澤山液を出すに云ふことでなくスマトラが賃銀が安いだけと云ふ意味である。此の意味を推測すれば、それは彼等兩者は同じ程度の能率にあるが如く考へられるが、そうは速斷し得るものでなく非常にデリケートな問題が伏在してゐるのである。

尙印度苦力は生活程度が爪哇契約苦力より低く副食物費月三―五弗で足り得る。賭博は左程でないが酒を飲むことは爪哇契約苦力よりも遙かに多い。又柔順であると共に信仰心が爪哇契約苦力より強い。従つて監督者との喧嘩問題は極めて少なく、監督者の殺されたる例も殆んど耳にしない。この點は非常に安心して使ひ得るが慈悲を強請る特質がある。印度苦力中マリアラムは爪哇契約苦力中のバンドン族の如くに結黨し易い性質があつて、同盟罷工を敢てする缺點がある。淫風の盛んなことは爪哇契約苦力ほどでもないが相當はげしい。又従つて病氣の多いのは免れない。

最後に印度苦力は、實際問題は別として、法律的に一箇月二四日即ち一週六日の仕事をすればそれ以上作業を強要することが出來ないのみならず、スマトラの如く規則的に或程度まで御して行け

ない不便がある。尙氣候の上から將た又統計表に鑑み、病氣及死亡率はスマトラの方が健康地帯であつて、而かも總ての方面から考慮して、將來はいざ知らず現在に於ては爪哇契約苦力は印度苦力に比し安いと云ふ決定を與へ得るであらう。

第四章 税金及公の出費

第一節 スマトラ東海岸州

資本家は、事業目論見書の利益採算上所得税の研究を怠つてはならぬ。稍もすると此の所得税が採算利損のバウンドリ役目を爲すものである。「南洋の護謨栽培事業」中、蘭領印度税法の章に於て「此等の税金は蘭領に投資せんと欲するものに大關係を有するものである」と注意を與へてゐる。

又博士は「南洋栽培企業比較論」の結論に於て「直接税の苛重、租税制度の複雑、難解及不公平に導くその適用は企業家を躊躇せしめ、投資を手控へしめ馬來半島、英領北ボルネオ、及佛領印度支那等へ鞍替する者をさへ生ぜしめたのである」と云ふ。尙博士は United States Rubber Co. が半島に投資した關係に就き同書四〇頁に於て「護謨栽培業は蘭領印度の所得税よりも輸出税を好むものであり、更に彼等が戦時利得税の徴收される國よりも徴收されない國を選んだのは無理からぬことである」と云つてゐる。

斯くの如く栽培事業に税金關係は重大性がある。殊に蘭領の税法は一般的に「難解」と云はれてゐる。「南洋の護謨栽培事業」四三〇頁の馬來と蘭領の税金比較を念の爲め植民地税法改正委員會案、和蘭本國税法改正委員會案を除き、蘭領印度の現行法と馬來半島の現行法を次に表示しやう。

英反當り蘭・馬税金比較表(英反當り三五〇封度計算)

| 每封度賣買價格 | 蘭領東印度稅額 | 馬來半島稅額 |
|---------|---------|--------|
| 七五仙 | 六盾一五仙 | 九盾八〇仙 |
| 一盾〇〇仙 | 二二盾九二仙 | 九盾八〇仙 |
| 一盾二五仙 | 四四盾五四仙 | 九盾八〇仙 |
| 一盾五〇仙 | 七三盾八六仙 | 九盾八〇仙 |
| 一盾七五仙 | 九一盾六四仙 | 九盾八〇仙 |
| 二盾〇〇仙 | 一〇九盾四二仙 | 九盾八〇仙 |

(即ち馬來半島のものは、封度當り二仙の輸出税を三五〇封度に乘じ、得たる七弗を蘭貨に換算せるものである)

此の比較表を見ては蘭領への投資は誰れも氣乗りがしないだらう。然しこれが現行法であるか或はこれ以上に徴收せらるゝものであるかを説明したいと思ふが、視察者の多くは茲に着眼するもの

が少ない。プランターとしても往々顧みるものが無いのは遺憾である。邦人にして蘭領へ事業地を有するもの、内に特に目立つた税金關係の事柄を掲げて見やう。

先づ日本人が蘭領で事業をすれば二重の所得税を取られると云ふ事である。即ち蘭領で取られ日本で取られる事である。高い資本利子を使ふ日本人は此の點に注意せねばなるまい。因に〇〇園は蘭領の法規に基き會社を創立して居るが爲に蘭領のみの税金で内地の税金は免れてゐるらしい。資本金家は斯様な遣方をするか、然らざれば内地で海外事業發展の爲め二重所得税を廢する様に法規を改正せしむるかである。然し英本國にも此問題がある。馬來半島の聯邦州で設立した弗會社は、所得税を支拂ふ必要はなく、レントと輸出税だけを納付するに止るが英本國で設立した會社はレントと輸出税の外に所得税を徴收される。一九二三年度などは純益の三割も取られた。英本國の資本家もこれには相當入ヶ釜敷く騒いだらしかつた。

尙最近の話では、スマトラの東海岸州の邦人某園及リオ群島の邦人某園では、過去數年間の所得税數萬盾を直ちに納付すべしとの命令があつた。某園株主等は何れも相當の利益に喜んで居つたが、今度は喉に指を入れて喰つたものを吐き出さねばならぬ苦しみを感せられた。本問題は、理論的に云へば所得税積立金を置くべき筈であるが、三年も四年も法規的の督促がなければ、支拂者はズルケルのが人情の常だ。一方税務官も數年分を一度に納税せよなどと命令するのは自己の怠慢を

公にすると共に亂暴な仕打ちにも思はれる。

更に蘭領に於ては税金のため破産に陥つた例もある。且つ戦時利得税などに就ては過重の負擔で困つたものがある。然るに、數年の後には課税が過ぎたと云つて税金を戻して來た例もあるので、全く「難解」の二字で終らせられるの感がある。和蘭人でも良く解つてゐるものが少いのだから無理もない筈だ。

昨年記者は東京に於て南洋關係の各會社及關係機關を歴訪しこれを確めんとして果さず、人を以つて和蘭公使館へも照會したが遂に解らなかつたのである。

博士が「南洋栽培企業比較論」の末章に於て、農園關係租税比較表を示してゐるが、現行法とは違つてゐる。記者は確信を以つて次に蘭領スマトラ東海岸州の税金及公の出費につき述べたいと思ふ。それで先づ所得税から述べて見よう。所得税中には會社税と云はれて居る法人の營業利得税と個人の所得税とがあるが、便宜上會社税から説明することにする。

一九二五年布告所得税法摘録

第三條

一、利益金とは其形式又は名義の如何に拘らず事業より得たる或は事業以外に使用したる資金より

得たる純益の總額を意味す

二、此等の収益中に賣却の意味にあらざるも所有物件の移讓より得たるもの又は事業中止後と雖も此等の財産上より生じたる利益金をも含む

第四條

一、第三條の収入金より純益總額を計算するには之を獲得し(A)、又は集金し(B)、又は保存(C)するに要する費用を總収入金より控除すべし

二、諸事業に依つて得たる總利益金額より尙事業執行上より起り來る所有財産の償却金(D)、又はそれに關する損失金(E)、或は善良なる商業上の慣例による總ての費用を控除すべし

第五條

一、事業執行上に使用せられる土地建物機械器具等の賣買増設改良變更若しくは事業其者の委託、擴張改善或は變化及此の種類その他一切の費用は之が元來業務上の經常費用と認めらる、性質のものに非ざれば控除すべからず

二、以下の場合には控除すべからず

- (一) 積立金又は増資の目的とするもの
- (二) 會社自身の資本金に對する利息金

(三)借入金の利息金又は使用物件の代償の形式を以つて支拂はるゝも若し之等の利息なり支拂金が直接又は間接に投資額の過半数を所有する個人又は其他の株主によりて受取らるゝものと事情明瞭にして金銭又は物件の普通商業上の取引方法にあらざるもの又は特別の關係なきに行はるゝ場合

第七條

利益金決定の條款適用上損失金を生じたる場合は次の二ケ年間に最初の年度より始め利益金より漸次減額することを得べし

第十一條

税金は滿百盾に對し拾盾とす

第十三條

- 一、會社は興業上より又は營業外の投資より得たる利益金が計上(検査)せられ得る方式に依る總ての帳簿を保存し置くべし
- 二、會社は其關領内に於ける營業上よりの利益が計算せられ得る方式に依り總ては帳簿を保存すべし
- 三、帳簿は蘭語、馬來語、支那語又は蘭印内の其營業地の土人語にしローマ字體又はアラビヤ字體

を用ひ其他の土人語を用ふる時も同土人の普通の字體を以てすべし

四、國庫收入長官は一般の場合或は特別の場合其他の國語或は他の字體を用ふることを許可することあるべし

- 五、帳簿は現金出納、貸借狀況、規則正しき物品勘定等を連續して記録し置くべし。年度に依り收支決濟したるもの及年々の負債資産を説明したるものを記録し置くべし
- 六、帳簿及帳簿記入上の基礎となるべき一切の書面領收證を十ケ年間保存し置くべし

第十九條

一、申告書と共に下記の書類を提出すべし

- (一)貸借對照表の寫し、損益計算書の寫し及課税せらるべき年度の株主又は會員其他の關係者に提出せらるゝ會社の期末報告書
- (二)第十三條(二)にある事務のために其後の貸借對照表及損益計算書
- (三)前年度に提出し居らざる時は會社定款の寫し或は其後改正定款の寫し
- 二、貸借對照表及損益計算書が他の形式によりて用意せられたる場合は之等の計算書の寫しを申告書と共に提出すべし
- 三、之等の寫しは會社支配人に依つて署名且つ證明宣言の方法に依り保證すべし

所得税につき注意すべき諸事項

- 一、公表する會社考課狀に計上せる純利益金に對し一〇%を課税す
- 二、純利益金の算出は之れを獲得し集金し及之を保存するに要する費用を總收入より控除すべし
- 三、總利益より更に事業執行上より起りたる所有財産の償却金、損失金或は商業上の慣例による總ての費用を控除すべし
- 四、控除すべからざるもの
 - (一) 積立金又は増資を目的とするもの
 - (二) 會社自身の資本金に對する利息金
 - (三) 借入金利息金又は使用物件の代償の形式を以つて支拂はるゝも若し此等の利息金なく支拂金
 - (四) が直接又は間接に投資額の過半数を所有する個人又は其の他の株主により受取らるゝもの
 - (五) 事情明瞭にして金錢又は物件の普通商業上の取引方法に非ざるもの又特別の關係なきに行はるゝ場合
- (四) 此の國に於て徴收せられたる會社所得税或は此の國內に於て獲得したる利益に對し外國に於て徴收せられたる所得税
- (五) 如何なる名義又は形式に拘らず又は支拂ふべき義務の有無に不拘(事業又は事業の一部から來

る過剰金の總てを含む) 利益金よりする寄附金

五、會社考課狀は收税官吏の検査に便なる爲め常に現業地に据付置くを要す

六、公表考課狀に於て總ての経費は分擔し居る際は如何に夫れが純益高小となり居るも差支なきも

考課狀と當地官憲へ提出の申告書との間に誤差ある際は處罰す

右の法律が改正されない限り一〇%である。

博士の表には記載してないが、前記所得稅外にスマトラ東海岸州では所得稅の二五%の附加稅が徴收せられる。故に此の兩者を合算すれば純益總額の一二・五%の所得稅を徴せらるゝの意味となる。

但し附加稅の稅率は地方に依つて一様でない。

申告書は三、四月中に提出すべきもので、不正申告又は申告を怠りたるものは百盾以上五百盾の罰金、若しくは六ヶ月以上二ヶ年の體刑を受けねばならぬ。

ロ、個人所得稅 (Inkomsten Belasting)

本稅は個人の總收入に對する課稅であつて、日本人現在の場合だと月給取りと個人營業或は個人の事業利益に對する稅金である。

茲には栽培事業に關係ある所の月給取り即ち會社の重役支配人、アシスタント等の勤め人に對す

る部分のみを述べやう。

邦人の栽培園中には、其使用人の税金関係が採用當時月給を定める時に一つの問題になる處がある。それで總収入金に對し控除せらるゝものと控除せられざるものとの規定がある。

控除せらるゝもの

- (イ) 生命保険料は所得額の五分、但し二百盾を超ゆるを得ず
- (ロ) 義務的寄與金、即ち本人退職の際貰ふ恩給とか手當金とかに引當のため毎月積立のため差引かれる金額

(ハ) 投機的収入

(ニ) 地租、家屋修理費(賃貸借金額の五分)

(ホ) 未成年者の養育費、税額の三分であるが、三〇盾を超ゆるを得ず

控除せられざるもの

(イ) 總ての私費、即ち生活費、個人義務的交際費、會費

(ロ) 資金の損失又は減額

税率は累進税であつて、最低年收百二十盾以上は何人でも課税される規定になつてゐる。

左表は月給百二十五盾から月給七百盾に相當するものをあげ、その税金を明示せるものである。

| 年收金高 | 年收金高 | 税金 | 税金 |
|-------|--------|-------|--------|
| 盾 | 盾 | 盾 | 盾 |
| 一、五〇〇 | 二、八〇〇 | 一、七五〇 | 三三・八〇 |
| 二、〇〇〇 | 四〇・八〇 | 二、四〇〇 | 五二・八〇 |
| 二、八〇〇 | 六四・八〇 | 三、〇〇〇 | 七〇・八〇 |
| 三、三〇〇 | 七九・八〇 | 三、五〇〇 | 八五・八〇 |
| 四、〇〇〇 | 一〇四・八〇 | 四、五〇〇 | 一二四・八〇 |
| 五、〇〇〇 | 一四四・八〇 | 五、四〇〇 | 一六〇・八〇 |
| 六、〇〇〇 | 一九〇・八〇 | 六、五〇〇 | 二一五・八〇 |
| 七、〇〇〇 | 二四〇・八〇 | 七、五〇〇 | 二六五・八〇 |
| 八、〇〇〇 | 二九〇・八〇 | 八、四〇〇 | 三一〇・八〇 |

これにも附加税がある。前項同様地方に依つて異なるが、スマトラに於ける記録は二割五分、スラバヤでは三割の時もあつたらしい。この納税は五期に分ち分納する恩惠的便法がある。

以上二種の所得税の外に次の諸税がある。

對人税

Personele Belasting

| | |
|--------|---------------------------------|
| 不動産税 | Verponding Belasting |
| 輸出入税 | In en Uitvoerrechten |
| 消費税 | Accijnzen |
| 印紙税 | Zegel Belasting |
| 名義書替税 | Recht van Overschrijving |
| 相續及移轉税 | Recht van Successie en Overgang |
| ハ、對人税 | |

對人税は家賃、家具、什器、車輛等に課せられるものであるが、商店事務所、學校、公衆用建物（營利事業にあらざるもの）には課せられず、又慈善的な建物や什器にも課せられない。申告用紙の配布を受けてから一ヶ月以内に申告しないと罰金に處せられ、其高は一〇盾乃至五〇〇盾迄である。而して對人税は左記の各種に互り課税せらるゝものである。

- a. 住宅附屬建物賃借價值に對し 5%
- b. 家具の見積價格に對し 2%
- c. 馬匹一頭につき六盾、二頭は一二盾、三頭は二〇盾、四頭は三〇盾、五頭は四二盾、六頭は五七盾、七頭は七七盾、それ以上は一頭毎に二〇盾、但し醫者、農企業者及僧侶のものは數の多少に拘らず一頭當り六盾

- d. 自轉車は一人乗りは一台三盾、二人乗りは一台六盾
- e. 自働自轉車は一臺につき一八盾
- f. 馬車は二輪車一臺八盾、二臺一八盾、三臺三〇盾以上一臺を増す毎に一二盾、四輪車は一臺一六盾、二臺四〇盾、三臺七六盾以上一臺を増す毎に三六盾
- g. 自働車一臺につき四八盾
- h. 三輪車自働車一台につき二四盾

右は一九二六年のものであるが地方に依つて異なる場合がある。若し滞納すれば五分の罰金に吏員出張旅費を負擔せねばならない。

ニ、不動産税

本税に對し、博士は「南洋栽培企業比較論」に於て「農業租借地は無税、エルフバハトは従前低率なりしが、目下は附加税及特別の事情に依り利益税の性質を帯ぶ」と云つてゐるが、これでは簡單過ぎて要領を得ない。「南洋の護謨栽培事業」四六三頁には「エルフバハト條令によれば、土地は地稅 (Verponding Belasting) を徴せられるもので、年によつては純利得に對して苛重な税金を取立てられる事がある」と明記してある。

南洋協會雜誌第一〇卷第一一號三八頁所載、小谷淡雲氏の「蘭領東印度」の租税制度の内不動産税の項に「一般法令に従ひ、所有權又は其他の物權の證書が作成され居る總ての不動産から徴收される租税である」としてある。尙「農業所有權の設定ある土地は、之れに對し地租又は之と類似の租税が徴收され居らざる場合にのみ、不動産税の對象となる」とあるから、地租及地税に類する税金を拂はぬ所に於て不動産税を拂はねばならぬとしてあるが、コンセツシーの地もエルフバハトの地も、地租の徴收されるのが普通であるから、特殊の場合に限るのである。

記者がアチエ州のコントローラーに質したるに、同地の Erfpachts Ordonnantie voor de Zelfbesturende Landschappen in de Britenbezettingen 外領自治領永租借地即ちエルフバハトには、地租が課せられるから、Verponding belasting は課せられないと云つて居る。南洋協會發行「蘭領東印度土地法」九八頁の第三十九條租税の條項中に「不動産税の賦課さるゝ州」とあるを以つて、一般のエルフバハトに課せられるものでない。尙アチエ州の某のコントローラー Eigendom は所有權及び地上權に賦課せられると附け加へてある。此の點は小谷氏譯の南洋協會雜誌第一〇卷第一一號三九頁の説明に依つても解る。又リオ群島管下の或園のエルフバハトの地券を見ると「一ヶ年租税二千四百八十五盾を納付すべし」とある。故に不動産税は地租を納むる栽培地には課せられない様であるか疑問である。

△本書脱稿後南洋協會爪哇支部發行の「新不動産税の内容」なるパンフレット及同支部佐和山幹事の通知に依れば、エルフバハトの土地に對し不動産税は當然賦課されるものである。

賦課方法（算出は記者の試算にして誤りあれば記者の責である）

一、生産する土地

五ヘクター以上の土地にして年收即ち收入より生産費を控除した價格の七倍の百分の一の四分の三が課せられる。

尙價格は最低一ヘクター一四盾であるから、英反當りは五盾六七仙であつて二九仙七厘六毛が最低税となる、若し英反當り一〇〇盾の價格があれば五盾二五仙の税金が課せられる譯である。

二、植付せしめ未だ生産せざる土地

最低價格一ヘクターは五、六盾であるから英反當り二二盾六六仙になる。依つて最低税金一盾七〇仙の課税を見ること、なり前者と矛盾する様に思はれるが、この點は充分の説明が出来ない。

三、未開墾地

最低價格一ヘクター當り一盾四〇仙であるから、英反當り五六六六仙で税金はその場合四二五厘になる。

エルフバハト土地の場合 Landbouw Concessie よりも此の税金が餘分に賦課されることになる。

故に諸税金及公の出費の比較に於て馬來半島より更に多くの税がエルフバハトの土地には課せられることになる(但し、後章諸税金及公の出費の比較の項に於て本項税金が加算してないから、讀者自ら加算比較して貰ひたい)。

尚エルフバハトが此の税金を課せられることは Landbouw Concessie が抵當權の設定することの出来ない不便に比すれば、土地の價值の上から止むを得ぬ義務税金ではあるまいか。

ホ、輸出入税

一、輸出税

農産物に對する輸出課税は農業政策上極めて少なく、コブラ、皮革、椰子油、胡椒、煙草、錫、燕巢等であつて、護謨、規那及キニーネの輸出に就ては現在課税せられて居らぬ。コブラ、黒胡椒、白胡椒の一九二八年第三期(自七月至九月)に於ける税率は次の通りである。

椰子油百斤につき八九七五仙、コブラ百斤につき五九二五仙、黒胡椒百斤につき三八九七五仙、白胡椒百斤につき五七七〇仙であるが、毎期市價の高低により異なるものである。然し土人の生産する護謨に對しては政府の評定價格に對し一〇%を課税してゐる。

一九二八年九月十一日附を以つて蘭領東印度財政部長は輸出土人護謨の評定價格を左の如く決定した。

一、乾燥護謨(機械又は器具に掛けたるもの)

適用期間 一九二八年十月中

評定價格 一基瓦に付 七六仙(前記七三仙)

二、不純粗製護謨(屑護謨、土護謨)

適用期間 一九二八年十月中

評定價格 一基瓦に付 三八仙(前記二九仙)

三、其他の護謨

適用期間 一九二八年十月中

評定價格 一基瓦に付 五三仙(前記五一仙)

1、輸出入統計税

政府は輸出入の統計を整理するため輸出入の總てのものに對し、一九二四年十一月十九日法令第五一七號を以て統計税の規定を作つた。其税率は、毎二〇盾につき五仙を徴收するのである。護謨に關しては政府が三ヶ月を一期とし常に標準價格を定めてゐる。スマトラ東海岸州の一九二八年第三期の政府標準價格は次の通りである。

一、護謨(栽培護謨) 一基瓦に付

イ、扁狀護謨

一盾三〇仙

ロ、ラテックス

四五仙

ハ、スクラップ護謨、パーク護謨

九〇仙

故に此の標準價格に依り統計税を計算すれば、(イ)は三・二五厘、(ロ)は一・二五厘、(ハ)は二・二五厘である。

尙護謨以外の農産物に對する同期の基本價格も掲げて見やう。

高原地産バダン珈琲

一盾六〇仙

バリ、テイモール珈琲

一盾五〇仙

葉茶

一盾四〇仙

粉茶

一盾〇〇仙

2、貨物税

本税は一九二七年五月十一日法令第二〇一號で定められ、本年一月一日より實施せられたるもので、港灣設備の補償に充つる目的に出たるものなるべく、税率は各港毎に定められるが、最高一噸當り一盾二五厘を超ゆるを得ずと規定してある

二、輸入税

栽培園にて輸入する主なるものは、機械類、什器、藥品類なれども、多くの場合其地方エーゼントより購入するを以つて護謨園としては餘り問題にされてゐないが、機械類を輸入するときは定價の六%を支拂はねばならぬ。

へ、消費税

本税は、政府の定めたる商品が消費者に販賣さるゝため庫出しされること初めて課税せらるゝものであつて、栽培園には關係がないから省略する。

ト、印紙税

公式な契約書、覺書、取り替え書作製には大きさ一・三三二平方糎を有する一盾五〇仙の印紙を用ふるを普通とする。若し紙が公正證書に用ひらるゝ時は一盾の割増を取る領收書、預り證、結社組合の證明書、對土人信用借用證、持株證明書、三〇〇盾以内の信用留置權證書には一五仙の印紙を貼る。

商業用の爲替手形、註文書、小切手、支拂依頼書等は一萬分の五即ち百盾につき五仙の印紙を用ふる規定である。

印紙税は、一九二四年六月二十五日總督決議書第四四號(官報第五二號、法令集二九二號)を以つて改正された。

一、協會の定款及規則認可申請書に對し五〇盾

現行定款及規則の變更に對しては二五盾(四八條第一節)

二、外領に於ける森林開拓權に對しては

一〇〇ヘクター 二〇〇ヘクター 四〇盾

三〇〇ヘクター 六〇盾 四〇〇ヘクター 八〇盾

四〇〇ヘクター以上 一〇〇盾

三、動力用水使用權に對しては二〇〇盾(四八條第九項)

四、動力用水使用權に對する優先出願權の認可申請に對しては二五盾

五、既得の動力用水使用權受理期限延長に當り作製設計の提出に對しては實行著手に對し又工事の

完成に對し二五盾(四八條一一項)

六、再通告の時期迄動力用水を使用する許可に對しては二五盾(四八條一二項)

七、一〇キロワット以下の能力を有する導電裝置の設置及使用許可に對する低額印紙税は之を廢止す。

尙其自家の使用のみに限られたる許可に對する印紙税は二五盾を最低とす(四八條一六項)

八、小切手は所謂短期手形に對して設けられたる除外に該當せず(六九條一項)。蘭印内に於て發行せ

られず又は支拂はれざる所謂短期手形並に普通爲替手形には單に一五仙の定税を課す(六九條三項)

九、資本金の全部或は一部を株式としたる會社及協會の設立證下附並に定款規則の認可に對する印

紙税は資本金に對し一・五%より二・五%に増額す(九三條三項)

一〇、第一節に記載せる印紙税は利益株設立者株及其他類似證書にも亦適用せらる(六九條三項)

一一、四千盾以上の商取引に對しては印紙税を課す。物産中カシアペラ、コバル、ゲタ、大豆、規那皮、キニーネ、乳液、玉蜀黍及サゴを加ふ(一〇九條三項)

一二、或種物産の生産者の爲めに設けられたる封書印紙税の免除は撤廢す(一一五條一項三節)

チ、名義書替税

一、不動産の讓渡に關する契約

二、船舶の登記名義書替

税率 五%(株券に對する名義書替は 二・五%)

リ、相續及轉移税

配偶者の場合 一・五% 直系尊族の場合 四・五%

兄弟姉妹間 六・〇% 傍系四等親族 九・〇%

但し千盾以下の場合配偶者は無税。

ヌ、入 國 税

蘭領へ入國する邦人(其他の外國人)の總ては入國税として百盾を納むるものとす。但し其家族は納むるの要なきも二十歳以上の子供は納税するの義務がある(爪哇スラバヤ市に於ける邦人の實業協會發行機關誌に明細記載しあり)。

以上税金の外土人税なるものがあるが、栽培園には殆ど關係がないから省畧する。更に工場内のエンヂンに關するもの及銃砲に關するもの等あるが、これも餘り重要なものでない。免許税亦然りである。

第二節 公の出費

一、水力税(大正十三年末實施) 一ヘクターに付年 三仙

一、通 路 税 在園苦力一人に付 五〇仙

一、アフロス會費 植付面積一英反に付 五〇仙

(スマトラ東海岸州以外の即ち外部會員は一英反に付二五仙)

一、病理研究所費 在園苦力一人に付 五〇仙

以上が公の出費の主なるものである。

第三節 馬來半島

馬來半島はスマトラに比し財政豊かなるため農業關係の税金極めて緩慢である。護謨輸出税は現在のところ一封度につき五厘内外であるが、市價が非常に安いのみならず、十一月から制限令が撤廢さるゝに至らば更に下落する傾向にあるので輸出税は近々改正せらるゝことになつて居る。護謨以外の農産物に就て、馬來聯邦州は一九二三年法律第六號を以て輸出入品の税金に關し整理補正統一して従價及従量の兩者に併用することになつたが、農業上重要なものは次の通りである。

農 産 物

古々椰子及コブラ 従 價 一・五%

珈琲(皮付又は乾核を除く)價格擔當リ二二弗を超えざるもの 無 税

同 價格 二二弗—二四弗 一・〇%

同 同 二四弗—二六弗 一・五%

同 同 二六弗—二八弗 二・〇%

同 同 二八弗以上 二・五%

乾核は總重量の三分の一につき前同率を課す、皮付は前同率の三分の二を課す。

ガ ン ビ ル 一 擔 一五仙

第四章 税金及公の出費

| | | |
|---------|----|------|
| ガタ・ベルチャ | 従價 | 二・五% |
| 胡椒 | 一擔 | 三・〇仙 |
| 砂糖 | 従價 | 一・〇% |
| タバコ | 従價 | 二・五% |

林産物

| | | |
|--------------------------------|-------|-------|
| レンビア・アタツブ、ニツバ・アタツブ、臺灣樟腦、ケボン樹皮及 | 従價 | 一〇% |
| マンクローブ木炭 | 一〇〇〇個 | 一弗五〇仙 |
| ブルデインテ纖維 | 一〇〇〇個 | 七五仙 |
| ゴルトン葉 | 従價 | 一〇% |
| 其他各種林産物 | 一擔 | 五弗 |
| ランボン・ゴム | | |

柔佛州ではバインアツブルに従價の五%をかけて居るが、土地税を納むる土地より輸出するものは従價の二・五%、尙輸出税を免除せられたる土地及前記の土地以外の土地より輸出するものも亦従價の二・五%となつてゐる。

尙最近輸出を多く見るに至つたトバは従價の五%で、目下の評定價格は一〇〇斤につき二五弗

であるから一弗二五仙を徴せられてゐる。

印紙税

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 爲替手形 | 一覽拂のもの | 四仙 |
| 其他(約束手形の類)額面一〇〇弗以下 | | 五仙 |
| | 一〇〇弗以上に付ては最初の一〇〇弗につき五仙とし、一〇〇弗又は一〇〇弗未滿を加ふる毎に五仙を増す。 | |
| 船荷證券 | 各一枚に付 | 一〇仙 |
| 小切手 | 同 | 四仙 |
| 契約書 | 一件に付 | 二五仙 |

此等の外農園で必要とするものに、自動車のライセンス代四人乗り年額六〇弗及サンバン(梶舟)のライセンスがある。年額五弗である。

| | | |
|------------|-------|-----|
| 牛車使用税 | 一台に付年 | 一四弗 |
| 護謄販賣ライセンス料 | 年 | 一弗 |

これ以外に税金及税金と見做すべきものがない。工場内エンヂン検査及銃砲ライセンス代は農業上重要でないから蘭領同様省略する。

第四章 税金及公の出費

第五章 土地拂下料と地租

第一節 スマトラ東海岸州及アチエ州

土地拂下料と地租を説明する前に土地法の大體を述べやう（但し爪哇及マヅラ地方に關するものは省略する。エルフバント (Erfpacht) なる永租借地に三つの種類がある。

第一爪哇直轄地 Agrarisch Besluit

第二外領直轄地 Erfpachts-Ordonnantie voor de Buitenbezettingen

第三外領自治領區域 Erfpachts-Ordonnantie voor de Zelfbesturende Landschappen in de Buitenbezettingen

スマトラに對しては第二、第三が適用されるのであるが、第二のものは一バウにつき最高一盾の年永租料を以つて七五年を超えざる期間で、最大限度三、五〇〇ヘクターの面積を永租借地として附與される。租借料は永租借權が原簿に登記せられたる年より六年目より納附することになる。これに屬する地はスマトラ東海岸州アチエ州には殆んど稀れであつて、コタ・ラヂヤ (Kota Radja) 附近にあるのみと聞く。

第三は自治政府に依る永租借地で、州長官の許可を経べきものであつて、スマトラに多く適用せ

られるものである。租借年限及び面積の限度は前者同様であるが、租借料は一ヘクター毎年少くとも一盾を納付せねばならぬ規定がある。尙納租借料義務開始期なるものがある。即ち土地原簿に登記された年の次年から納付が開始され、初年は租借料の五分の一、第二年其の五分の二、第三年其の五分の三、第四年其の五分の四、第五年以後毎年全額を納付すべしとある。

此等の外に農業租借地 Landbouw Concessie なるものがあるが、現今此の土地法に依る租借出願は認められなくなつたが、自治領又は蘭領印度政府によつて行はれたもので、租借年限は七十五ヶ年を最高年限とし希望により二五ヘクター、開墾後なれば更に五〇ヶ年の期間延長を認められるもので面積に對しては別段の制限がなかつた。スマトラ興業株式會社のプロマンデ園、シロトツ園、スマトラ護謨拓殖會社のドゥーンウル園、南洋護謨會社のタナイタムヒレル園など何れも此の土地法に依つたものである。地租は外領自治區域のエルフバント同様に第一租借年に五分の一を納め、毎年五分の一を増しつ、第五年目より全額を納付するものであるが、その全額は普通一ヘクター一盾である。南洋の護謨栽培事業の四六二頁に農業租借地には「耕作物指定條項がないのが普通である」と書いてあるが、多くの場合其地券に耕作すべからざる條項が記載してある。尙農業租借地は抵當權の設定を許されないが、エルフバントは抵當權の設定が出来る故に、邦人農園で土地を抵當にして資金を得んとして其目的を達せられなかつた。不便があつた。それに引替へ馬來半島の地券及蘭領の

エルフバハトは便利であると云ひ得る。

蘭領の土地法は、南洋研究叢書第二篇改訂増補「蘭領東印度土地法」を参考にすれば明瞭であるが、エルフバハト地券が記載してない。又其他の邦書にも見へてないから、便宜或る園のものを茲に掲載して見やう。

或る園のエルフバハト地券寫し

一九二一年〇月〇日バイテンズルグ

第四二號

蘭領東印度總督命令登記簿の摘録書

〇〇〇〇(地方廳の位置)〇〇〇〇年〇月〇〇日附何某提出の願書に對し左の通り通告を爲す。

政府は外領租借條令(官報一九一四年第三六七號及一九一八年四七二號)及一九一一年六月十七日第三七號法令の規定する條件(官報第七三三號附録)に依り〇〇〇〇郡に屬する〇〇〇に於て諮問會の差出したる別紙畧圖の示す通り面積二、四八〇バウの未墾地を七五ヶ年の期間租借を許可す。一ヶ年租税金二、四八五盾を納付すべく又本土地に生育して政府の所有に屬する木材其他林産物を輸出し又は地方に販賣する場合は示後〇〇〇〇理事館の指定する方法に依り賠償金を支拂ふべし。

其他の條件は左の如し。

- A. (一) 租借者は本土を單に耕作用にのみ使用すべし。農事經營上又は本土に生産したる農産物の製造上地方長官の必要と認めたる以外の建設物、建物又は工場等を建設すべからず。
- (二) 租借地に於ては地方長官の許可を得るにあらざれば其地方長官の判定に依り園に勤務する従業員及許可せられたる工場の使用に足る以上の食糧品及燃焼物を貯藏すべからず。
- (三) 上記に違反し建設したるもの及地方長官の必要と認めたる以上貯藏したるものは地方長官の第一項命令に依り之を他に運搬するか又は取拂ふべし。
- 若し之を怠る時は政府は命令を以つて其運搬及取拂をなし其費用は之を租借者より徴收し建物材料、食料品及燃焼物は無償にて政府に沒收すべし。

B. 租借者は交通用の道路及小道(地方局長の主要道路と定めたるものを除く)及地方長官が平素園に於て使用するものと認めたる橋梁及其他の工作物等の修理費を地方官の指定する方法に依り支出する義務を有す。

此の義務を適當に履行せざるときは地方長官は自己の決定に依りて道路の修繕を要する部分の修繕を行ひその費用は之を租借者より徴收する權利を有す。

C. 全租借地の内少なくとも五ヶ年内に十分の一、八ヶ年以内に五分の一、十二ヶ年以内に三分の一を

耕作すべし。

D. 本土地に生育し政府の所有に屬する木材及其他の林産物を輸出し又は地方に販賣する場合は賠償金を納付する義務ありと雖も左の場合に於ては隨意に處分することを得。

第一、土地は耕作の目的を以つて許可せられたるを以つて其の土地の何れの部分に生育する樹木及作物に就ては地方長官の判定によりて租借者自身の植付けたるを否とを問はず隨意に處分すること。

第二、其他未開墾の土地に關しては租借者が園の使用に供するものと地方長官の判定したる場合に限り樹木及原野山林の生産物を隨意に處分すること。

然れども租借者の前記第一、及第二に依り権利を行使せざる以外の部分に於ける樹木及林産物に就ては政府は地方住民に必要に應じ各自の使用に供する目的を以つて林産物の採集及木材を伐採せしむるために其の處分權を保留す。

E. 租借地内に通ずる小道は總て公衆の交通に供し地方長官の満足する様之が修繕をなすべし。若し之を怠りたるときは地方長官は其の修繕に要する費用を租借者に賦課する權利を有す。

F. 租借地内に生育する果樹及其他の作物は許可書交附後直ちに之等は何人かの所有に屬することを證明することあり。

政府が隨意に之を處分し得ざるものは租借權に包容せず。故に此等に付ては其關係者に協定相整へる後にあらざれば伐採し又は他に移すべからず。

G. 租借地内に有する前記の租借權より除外せるものに往復する者には常に地方長官の命ずるところに従ひ租借地内の道路を通行するを許すべし。

H. 政府は第一次の通告を以て租借地の周圍に有する森林より木材及其他の林産物を運搬するために適當の期間租借地の一部分に道路及鐵道又は軌道を起業するために必要なるときは任意に之を使用し又此目的の使用を廢止するを得。

其の建物の方向幅員等に關しては地方長官の指示する所に従ふべし。之等潰地に對しては租稅を減少する限にあらす。

又損害賠償を要求するを得ず。然れども建物又は栽植地に損害を及ぼしたる時は政府又は關係者は其の賠償金を支拂ふべし。

賠償金は地方長官の選任する委任會に於て定めたる最高評定價格に依るものとす。

I. 租借地内に於ては何人にも自由に其周圍の森林に對する入口を設けしめ竝に木材及林産物の運搬を行はしむべし。

J. 一九一一年六月十七日第三七號法令(官報第七三三三號附錄)の規定には反すれども政府の決定に

依り海岸(高潮線)より百メートル以内の距離に位する租借地の一部を國家の爲めに政府又は政府の指定する第三者が航海の目的に使用する必要あるときは租借者は之れに同意すべし。之等の土地に關しては前記法令第一條第二條の末文に於て規定以外の損害を要求するを得ず。建物及栽植地の損害に就ては之を要求することを得。

K. 租借地の内外を問はず印度麻 (Cannabis Indica) を栽培するを得ず。

又農商工務局長の許可を得るにあらざれば古柯樹を栽培するを得ず、この禁止を犯したるときは總督は租借者又は其讓渡受人に對し理由を示したる公文書を發送して租借地の全部又は一部の許可を取消すことあるべし。

又本命令交付日附後一ケ年以内又は其の滿了前地方長官延期を許可したるときは其滿了前に本許可書を願人に於て登記所に登録するを要す。

若し登録をなさざる時は本許可書は無効となる。又本許可書に關し政府と願人の間に作製せられたる契約ありたる時は之亦消滅に歸するものとす。

登録を行ふには外領租借條令第三條第二項の規定に基き注意を以つて租借地の境界及記號等必要な記入を以て調製したる圖面に一九一三年五月二日第二四號法令(官報第三五三號)一九一四年六月二十五日第三〇號法令(官報第六四三號)及法令第三七號第二條第二項の一に規定せる口頭手

續を參酌し一九一一年三月二十七日第三七條法令(官報第二六五號)第二條第二項の二に依り作製したる説明書を添へて提出するを要す。

本摘録書は願人の手引の爲め交附するものなり。

本書は登記簿と相違なし

副秘書官

尙蘭領東印度總督は外領に於けるエルフバト下附に關する新政策を印度評議會、内務長官、外領各州長官に送付した。

新政策とは、

一、外領永租借地下附訓令第四條六項規定の場合を除き、あらゆる新地出願に付き一パウ當り五〇仙の調査費を徴収す(内務長官の事情に依りその免除を與へ得る)。

一、眞面目の企業家に對し一ケ年間の假許可書を與へ實地踏査の後確定的出願すべき地面を選定する機會を與ふること(外領永租借地下附訓令第三條第二項參照)但し最初の假許可面積と確定面積とが餘り大差なき様に取扱ふこと。

一ケ年間の機會は州長官の權限にて延期し得るも最初から一年以上の踏査期間を望む者に對しては一應中央政府に照會せしむること。

一、調査終りて確定的出願となり、之に對しては調査手續を行ひパウ當り五〇仙の調査費用を徴収

す。

- 一、調査の結果何等の故障がなければ法令附録第九七一五號記載の内務省長官の回章第二六條以下に従ひ出願者に對し自己のリスクを以て開墾に着手し得る旨の許可を與へることが出来る。
 - 一、願書の整理を迅速ならしむるため特別な人を派遣し或は官吏の委員會に依り實地調査の上決定するか又はその調査結果を當該長官に提出して議案することが出来る。尙出願の際にも登記の際にも測量證明書(メートブリーフ)の提出を要しない。地方に於ては土地臺帳本局に依る當該地圖の調査は今後は永租借權下附後に行はる、であらう(測量證明書を要する地方に於ける下附聲明は出願に際してその提出なき場合に於ても現在では提出された見取圖(スケッチカード)に従ひ登記の際に測量證明書を提出することを條件として行はる)。
 - 一、園内の部落民に對する損害賠償の支拂の交渉に際し必要な場合は理事官地方行政官に命じて仲裁を爲さしむ。
- その仲裁が満足出來ざる場合は土地は一應の假測量に止めるか又は特別條款の設定挿入に依つて問題を解決することが出来るだらう(被包地讓渡の問題)。
- 一、政府は更に舊永租借地を再下附特別な場合には其他の土地をも下附する爲め之をレザージュする事を可能ならしむる規則の制定を考慮して居る。

- 一、永租借權の迅速化として政府は種々の手段を構へてゐるが要するに栽培條件を履行しないもの及租借料又は不動産税を滞納又は將來徴收の見込なきものは消滅宣告を躊躇しない。
- 栽培條款なきものに對しても消滅に對し良い口實が設けられてある。(以上は南洋協會雜誌第一三卷、第一號蘭領土地法規なる小谷氏譯のもの、大要を抜萃せるものである)。
- 次に外領直轄地のエルフバハトの地租は一バウ年一盾と限定してあるが、外領自治領のエルフバハトは一ヘクター少くも年一盾とあるが、アチエー州の某理事官の談に依れば一ヘクター二盾乃至四盾平均二盾五〇仙位なるべしと。國道添ひ又は鐵道添ひの處は高く不便の地は安いのであるが、これを定むるのはコントロール、ラジャ立會の上協議せられるとの事である。エルフバハト拂下料としては、調査費及測量費(リントテツ切りを爲し大體の地圖を作製する費用)で僅かにバウ當り一盾位に過ぎないが、多くの場合事業を急ぐ關係から、他人の所有權を譲り受ける方が費用は高いが手取り早いと云ふので、一般に之に依るものが多い。亦政府で取締つては居るもの、賣買を目的とする拂下出願人もないではない。之等の權利賣買相場は普通二五盾位である。現にアチエー州山の手方面にて、二五盾位にて賣りに出て居る處がある。先年バネーの邦人所有園が一ヘクター一〇〇盾とかで賣つたと云ふが、それは農業租借地であつて、地力も稀に見る豊饒地であつたのだから、一バウ七〇盾は多少の植付地及鐵道設備があつたから高いとも思はれなかつた。今假りにエルフバハトを

出願しても長い期間を要し、且つ全く租券の交付を見る迄には六盾乃至八盾の實費を要するから、事業を急ぐ場合、二五盾位は奮發することになるのは普通である。

第二節 馬來半島

護謨栽培の目的で土地拂下を出願しても現在では許可されない。最も部分的に不便の地方では許可されないこともない。例へば柔佛王國のエンダウ州及バハン州の一部では最近拂下げた實例がある。而して拂下げのプレミアムは前者一五弗(正確を保し難い)、後者は一〇弗であつた。ケランタン、トレンガヌ、ケダー等の諸州でも絶対に拂下をしないと云ふ事はないのである。

護謨以外の農作物栽培の目的なれば、各州とも拂下を許可する意向である。例へば油椰子栽培の目的なればバハン州及其他の州でも一英反當り五弗以内のプレミアムで政府は許可する方針である。從來ネグリスマピラン、スランゴール及ペラの各州では英反當りプレミアム五〇弗乃至百弗を上した。バハン、ケダー、ジョホールでも二五弗乃至五〇弗を上下したものである。

これは明かに便利な良い土地が競争的に拂下げられたことを物語るもので、現在では便利な良い地は容易に望み得られないことになつた譯である。

護謨の生産制限令が撤廢せられて、護謨栽培のため一般に土地拂下が假りに認められることになつても、護謨の市價は封度當り如何にも高くも四〇仙以上を豫測することは出来ないから、プレミア

ムは以前の様な高價を支拂ふことはあるまい。

「馬來半島柔佛王國土地法」は野村勇譯、南洋栽培業者聯合會の發行になるものがある。同土地法は一九一〇年に發布されたもので、それ以前にサルタンより貰ひ受けた土地は Leasehold と稱し地租を免せられつゝあるも、その土地より産出する輸出物の税金は有租地の輸出税の二倍であつた。先年土地法に依る土地の護謨輸出税が二仙であつた時四仙を支拂つたのである。

土地條令に依る土地拂下は施行細則第一三條農業用地の頂に最低のプレミアムが定めてある。

道路に面せる土地

一英反

三弗

道路に面せざる土地

同

二弗

借地料は一九二一年未開墾地條令の栽培條令の影響を受けざるの地、最初六ケ年間一英反一弗以後三弗を徴收すとあるも、邦人中の古き農園にては最初五〇仙其後二弗五〇仙を納めつゝあるものあり、これ等の地は土地條令が發布されざる以前の借地である。但し椰子栽培の場合は二弗なるを以つて、其れ以上年税を支拂ひたる場合は其の差額の拂戻を得る。水田又は他の認定作物栽培の場合は一英反につき六〇仙乃至一弗につき之亦前同様の拂戻を得る。

一九二一年未開墾地條令の栽培條件の影響を受ける土地の租借料は、初年より五年迄一英反一弗、六年より一〇年迄一弗五〇仙、一一年より一五年まで二弗、一六年以後三弗である。

未開墾地栽培條令の第三條には、土地局長が本條令の規定に依り條件の支配を受くとの覺書に署名捺印した證明ある土地は下記の條件を附課すと定めてある。

A. 讓渡地券又は借地券の日附より最初五ヶ年間は毎年地券面積の二〇分の一を開墾し之を栽培すべし。

B. 前記の日附より起算して第六年目の始めより一〇年目の終り迄地券面の四分の一を開墾し之を栽培すべし。

C. 前記地券の日附より第一一年目の始より一五年目の終り迄地券面の四分の一を開墾し之を栽培すべし。

D. 前記の算定により五ヶ年目の終りまで四分の一、一〇年目の終り迄二分の一、一五年目の終り迄四分の三を開墾栽培すべし。

E. 一五年後に於て讓受人借地人は總面積の四分の三以上に相當せる栽培地を繼續保留すべし。尙土地拂下げに關聯した手數料を掲ぐれば次の通りである。

- 所有權、租借權作成料 三弗
- 所有權證又は租借權證書登記料 一弗
- 所有權證紛失届出料 五〇弗

所有權に對する登記料

書類を二件以上の所有權に對し登記する時各件につき 五〇仙

委任狀登記料 一弗

出願書の受付料 五弗

測量費用は次の割合にて納入することになつて居る。同時に境界標石一個につき一弗づつパイプ一個に付三弗宛徴收せらる。

農業用地測量費

| | |
|--------|--------------|
| 五英反以下 | 二五弗 |
| 一〇英反迄 | 一英反毎四弗増し 四五弗 |
| 二五英反迄 | 同 三弗増し 九〇弗 |
| 五〇英反迄 | 同 二弗増し 一五〇弗 |
| 一〇〇英反迄 | 同 二弗増し 二五〇弗 |
| 二〇〇英反迄 | 同 一弗増し 三五〇弗 |
| 三〇〇英反迄 | 同 九〇仙増し 四四〇弗 |
| 五〇〇英反迄 | 同 八〇仙増し 六〇〇弗 |

| | | | |
|-----------|---|-------|--------|
| 一、〇〇〇英反迄 | 同 | 七〇仙増し | 九五〇弗 |
| 二、〇〇〇英反迄 | 同 | 六〇仙増し | 一、五五〇弗 |
| 四、〇〇〇英反迄 | 同 | 四〇仙増し | 二、五五〇弗 |
| 六、〇〇〇英反迄 | 同 | 四〇仙増し | 三、三五〇弗 |
| 一〇、〇〇〇英反迄 | 同 | 三〇仙増し | 四、五五〇弗 |

柔佛王國土地法は毎三〇年一回改正される規定であるが、馬來聯邦州及海峽植民地も亦同様なるに、獨りケダー州は每一五年一回改良せられる規定である。

海峽植民地に於ける租借料は一英反につき一弗乃至五弗迄である。ケダー州の租借料は一英反につき約二弗とあり明瞭でない。

馬來聯邦州の土地法も柔佛王國と大差なく、其租借料は次の規定に依る。

| | | | |
|-----------|-----------------------------|--|---|
| 法 律 | 土地の一〇英反を越ゆるとき | 同 | 上 |
| 一 等 級 | 土地法一三條 B (ii) 六箇年間一弗爾後四弗 | 土地法一三條 B (iii) 及 C、L (e) 一九一四年規定 六箇年間一弗其後二一箇年間に漸次四弗迄に累進 | |
| 二 等 級 | 六箇年間一弗爾後三弗 | 六箇年間一弗爾後一六箇年間に漸次累進 | |
| 兩等級に植付くれば | 二弗迄割引 | 割引なし | |

兩等級の地にココナツト、ゴム、タバコ、又ハガムビヤ以外の小農産物を植付くるとき

一割に割引

割引なし

前表の一、二等地の區別は耕作條件に依るものにして、一〇〇英反から六四〇英反迄の土地に於ては、所有者に對し認可の日附より一二ヶ月以内に善意に開墾に着手し、全面積の四分の一を五ヶ年末迄に栽植するもの及六四〇英反以上の土地に對しては一九一四年度制定の耕地法に基き認可の日附以後五ヶ年間に毎年二〇分の一の土地に植付を終らねばならぬ。六ヶ年目と一〇ヶ年目の間に四分の一、一ヶ年目と一五ヶ年目との間に尙四分の一の栽植を了すべき規定がある。

馬來聯邦州の測量費は柔佛王國と殆んど同様で、一、〇〇〇英反以上に於て一英反毎に六〇仙増しの點が異なるのみである。

参考の爲に左にネグリ・ス・ム・ピラン州某園の地券の寫しを掲げやう。

〇〇〇〇園

名稱登記ネグリ・ス・ム・ピラン一二冊目一四枚目

〇〇〇〇州第〇〇〇〇號

地租は一九一六年終り迄三〇一弗、其後は一、二〇四弗とす

本證書は總ての人に左記の事項を示すものなり

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇に依つて爲されたる九〇三弗の支拂を考査し、ヤングデベルトナム陛下及ネグリスマピラン州長官に依つて一九一一年發布の土地法に依り、拙者に附與されたる権能の下に〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に位する約三〇〇英反の面積を有する土地を同人に許可するものなり。本租借地の區劃は本地券に製圖されあり。尙詳細はスレムバン最高測量官事務所に備付けある土地局圖面第〇〇〇〇號に依る。本地券は一九一六年迄一年三〇一弗の地租と其後一、二〇四弗の地租の支拂並に前記土地法に記載されたる各條項並に次に記載されたる特別條項を遵奉することに依りて永久其効力を有す。

トランスフー原簿第〇〇〇號、〇〇〇〇枚目第〇〇〇號に〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇にスレムバンに於て、一九二三年〇月〇日午後〇時名義變更の申請に依り登記す。

本官は茲に一九一四年の栽培土地法の第三章に定められる條件に従ひ許可したることを證明す。右の地券に依るものは其地租最初六ヶ年間は一弗其、後は四弗づつ納税することになつて居る。

第六章 スマトラと馬來半島に於ける諸税金の比較

上述の諸税金及公の出費がスマトラと馬來半島と何程位の差があるか。その比較は事業家にとつて採算上興味あること、思ふ。

出來得るならば、生産量の比較及これに要したる一切の費用と其利益に對し所得税を控除した比較を望むが、茲には單に彼我の生産高を同量とし又其生産費も同じものと假定して、税金及公の出費のみの比較を掲げやう。

| 比較表 | スマトラ | 馬來半島 |
|-------|-------|---------------|
| 一、生産量 | 六・七二 | 四・〇〇 |
| 一、賣上金 | 一・六八 | 一二〇弗 |
| 一、生産費 | 〇・五七二 | 七二弗 |
| 一、差引金 | 〇・二〇 | 四八弗(蘭貨六七盾二〇仙) |

封度當り一八仙の割とし少々不合理であるが諸税を含まざるものと假定す

| 要 | スマトラ東海岸州及アチエ州 | 馬來半島 |
|--------|---------------|--------|
| 所得稅 | 六・七二 | 所得稅 |
| 所得稅賦課稅 | 一・六八 | 所得稅賦課稅 |
| 輸出稅 | 〇・五七二 | 輸出稅 |
| 輸出統計稅 | 〇・二〇 | 輸出統計稅 |
| 貨物稅 | | 貨物稅 |

| | | |
|--------|------|--|
| 一・〇〇 | 二・七五 | 地租 |
| 〇・一二 | | 千英反に一人の助手とし其個人所得税は月給二五〇盾と見込み七〇盾八〇仙、支配人及庶務會計工場助手の個人所得税の割當額四九盾五六仙計一二〇盾三六仙の千分の一 |
| 〇・〇八五 | | 對人税助手一人分五〇盾支配人及庶務會計割當三五盾計八五盾の千分の一 |
| 〇・七六三 | | 水力税一三仙道路税苦力一人四英反受持にて一英反當り一二五仙アフロス費五〇仙、病理研究所費苦力受持四英反とし四分の一即ち一二五仙 |
| 計一一・一四 | 六・七五 | |
| (七・八〇) | | 星貨換算(百盾を七〇弗とす) |

右表に依れば、馬來半島が一弗五仙安いことになる。但し昭和三年十一月以後馬來半島の輸出税は、市價三〇仙以下の場合封度當り三厘であるから三弗八五仙安となる。蘭領の個人所得税及對人税を若し算入せぬとせば、月給に於て馬來半島よりそれだけ高く見積らねばならぬことになる。若しスマトラの方の所得税、附加税、輸出税、統計税及重量税と馬來半島の輸出税との對照であると云ふ人があるにせよ、馬來半島は二弗四二仙安くなる。唯單に所得税と輸出税との對照だけでも一弗八八仙安くなる。要するに、生産費の安い高いは別問題とし、スマトラの税金が相當高いと云ふことだけは解る筈である。尙護謨の市價が高くなつた場合に何んな關係になるか次表に示さう。

(生産量四〇〇封度、生産費七二弗と假定)

| 護謨 | 價 | ス | マ | ト | ラ | 馬 | 來 | 半 | 島 | 差 |
|-------|---|---|--------------------|---|---|---|-------------------|---|-------------------|-------------------|
| 星貨封度當 | 英 | 反 | 當 | 千 | 英 | 反 | 當 | 千 | 英 | 反 |
| 四〇仙の時 | | | 一二・七〇 ^弗 | | | | 六・七五 ^弗 | | 六・七五 ^弗 | 五・九五 ^弗 |
| 五〇仙の時 | | | 一七・六〇 | | | | 六・七五 | | 六・七五〇 | 一〇・八四八 |
| 六〇仙の時 | | | 二二・五〇 | | | | 六・七五 | | 六・七五〇 | 一五・七四八 |
| | | | | | | | | | | 千英反に對する差額 |

昭和三年十一月一日より馬來半島の輸出税が改正され次の様になるだらう。

| 税率 | 市價 |
|--------|-------|
| 1% | 30以下 |
| 1 1/2% | 32以下 |
| 1 3/4% | 33以下 |
| 2% | 34以下 |
| 2 1/4% | 35以下 |
| 2 1/2% | 150以下 |
| 3% | 150以上 |

以上の比較は理論的に考ふれば正確でないといひ得るだらう。或人は税率が過重にあつても生産量が多く、假りに多くないにしても苦力賃が安く、従つて生産費が安ければ税金は問題でないと云ふだらう。

然し此點は既に述べた様に茲に論議し度くない。寧ろこの論議は護謨園經營者の判斷に委せるの

が穩當であると信ずる。

第七章 最近の生産費記録

生産費に關し記者の知つてゐる點を参考のために掲げやう。

A、スマトラの部

アフロス試験場長ヨング博士が公表せる護謨栽培事業の經濟的考察の内官營護謨國一九二六年度生産費。

護謨生産費計算(封度當り)

| | |
|-----------|-----|
| 給料 | 三七仙 |
| 旅費 | 〇六仙 |
| 生産面積の入手 | 二五仙 |
| 採集採液工場迄運搬 | 五七仙 |
| 製造及荷造 | 三五仙 |
| 栽培面積以外の入手 | 一七仙 |
| 其他諸管理費 | 〇五仙 |

昭和三年十月二十日南洋栽培聯合會發行仕事の上から見た馬來半島スマトラの比較に於てFウインクルの酒井君は苦力賃が一日七〇仙なれば七仙だま云つて居る

臨時費用 〇四仙

雜費 〇九仙

計 一九五仙

金 利 五六仙

一切の償却費 七二仙

管理費割當 一四仙

管理費償却割當 〇一仙

汽船へ積込費 〇七仙

總計(F・O・B) 三四五仙(蘭貨)

新嘉坡貨に換算 二四一五仙(星貨)

右は代表的の數字と見ることが出来るが、諸税金が計算してないからそれを見積らねば實際のF・O・Bではない。

B、錫蘭の部

商工省商務局が發表した錫蘭に於ける護謨生産原價調査報告に依れば左記の通りである(尙ほ左記費用の内譯は南洋協會雜誌昭和三年九月一日發行を参照せられたし)。

| 耕地面積 | 英反當り産額 | 封度當り生産費(留比仙) | 星貨に換算 |
|-----------------------|-----------------------|---------------------|-------|
| 五〇〇 <small>英反</small> | 二〇〇 <small>封度</small> | 五〇 <small>仙</small> | 三二・五七 |
| 五〇〇 | 三〇〇 | 三七 | 二四・一〇 |
| 五〇〇 | 四〇〇 | 三二 | 二〇・八四 |
| 五〇〇 | 五〇〇 | 二八 | 一八・二三 |

右の数字は實際のものにあらずして、豫想的のものであるから信用し得るか何うか解らない。

C、馬來半島の部

馬來半島には纏つた而かも代表的数字など見當らないのを甚だ遺憾とする。當地創立の弗會社七六園の考課状より見るオールインコストを掲げやう。

最高 五四三九仙 (一九二六年のもの)

最低 一九三七仙 (同)

七六園の平均 三三・一八四仙(同)

Tin & Rubber Journal の本年七月號に發表された護謨相場の前途と云ふ題目の下に述べたものに依れば、封度當り三四―三五仙位と見て居るらしい。

記者が本年四月馬來半島に於ける邦人園の一封度當りを調査したものに依れば、次の様な数字が

擧げられてゐる。

| A | B | C | D | E | F | G | H | I | 手入費 | 採液費 | 製造費 | 一般費用 | 税 | 金 | 建物機械償却費 | 護謨園減償却費 | 支拂利子 | 合計 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 三〇〇 <small>仙</small> | 五三〇 | 三三〇 | 八八九 | 二三八 | 四六四 | 三〇〇 | 二〇〇 | 八〇〇 | 一一〇 <small>仙</small> | 九〇〇 | 二七〇 <small>仙</small> | 五八〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 〇 | 〇 | 〇 | 二三五〇 <small>仙</small> |
| 一一〇 <small>仙</small> | 九〇〇 | 六二〇 | 五九八 | 九四〇 | 一〇七〇 | 八〇〇 | 六五〇 | 九〇〇 | 二二四〇 | 二二〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 〇・五〇 | 六二〇 <small>仙</small> | 〇 | 〇 | 〇 | 四五六〇 |
| 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二二四〇 | 二六二五 |
| 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 一二五〇 | 三一八七 |
| 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 一〇〇 <small>仙</small> | 二二・五二 |
| 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 三〇・七四 |
| 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 六二〇 <small>仙</small> | 二五・〇〇 |
| 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 一一二〇 <small>仙</small> | 二七・二〇 |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二八・二〇 |

右表は算盤の基礎を何處に置いて居るか、エステート・コストであるか、それとも或程度のエステート以外の費用が含まれて居るか不明瞭で、頗る區々たるものではあるが多少の参考にはなる。前表以外に邦人中の最も大きい或園のものを調べて見ると、現在封度當り二四―二五仙が生産總費用となつてゐるが、制限令撤廢後全くフル切付けに至れば二〇仙以下に成る。又面積に於ても成績に於ても知られてゐる某園では、全園切付けになれば本社費を入れずに二三仙だと云つて居る。更に柔佛

河沿岸の歐洲人の園でも現在二二二二二二仙である。舊の山崎園などでは現在既に二〇仙で遣つて居る。バト・バハの某大園で採液苦方賃フル・タツピングで四仙、或園では現在五仙五厘で遣つて居る所があるから、容易に安い高いの断定は與へられない。

翻つて、蘭領の税金及公の出費は馬來半島に比し頗る複雑であるから、經營上相當の注意を拂はねばならぬ。殊に會計簿は法律で定めてある通り和蘭語或は馬來語で記帳せねばならぬ事になつて居る。これが爲めには日本語との二重の帳簿を必要として記帳して居る處もある。又所得税問題では官吏が實際に帳簿調査を爲すのみならず、法規に反するものありたる場合は、官吏の推定價格に應せねばならぬことにも陥り或は相當の處分を受けねばならぬ。即ち執務上の複雑性があると云ふことは承知でなければならぬ。

D、スマトラと馬來半島の土人護謨栽培業の比較

馬來半島柔佛州の鐵道沿線或は稍々不便の地方に於ける支那人及土人の栽培業者の内容を知つて置くことは、大栽培園を研究する上に頗る興味あるものである。

彼等の極めて最近の例を擧ぐれば、

| | | |
|---------------|---|--------|
| 收入 | 金 | 三九弗七六仙 |
| 一擔(二三六封度)賣上代金 | | |

但し一封度二八五仙の割

| | | | |
|---|---|---|-------|
| 支 | 出 | 金 | 九弗〇〇仙 |
| ク | ー | ポ | ン |
| 代 | | | |

但し自己クーボン無きため他人の所有を買入れるものにして高き時は一七弗位したこともある。

| | | | |
|---|---|---|--------|
| 輸 | 出 | 税 | 一弗三六仙 |
| 運 | 搬 | 販 | 賣 |
| 諸 | 掛 | | 三三弗五〇仙 |
| 合 | 計 | | 一三弗八六仙 |
| 差 | 引 | 金 | 二五弗九〇仙 |

この差引金二五弗九〇仙は一三六封度に對する手取金であるから、一封度に付一九仙の手取金となる譯だ。此の内には地租も採液費も製造費も手入費も一切含まれて居る筈だが、彼等には採算が取れるのだろうか、勿論算盤などはないのかも知れない。然しそれで食つて行く處か、十一月以後は景氣恢復だなど云つてゐる。

尙彼等の話を聞くに、假令市價が騰貴せず現在のまゝであつても、輸出税の廢止は市價が一仙高くなつたのと同じことである。それにクーボンを拂はずに済む上に切れるだけ採液し得ることは非

常に有利であると云つてゐる。これ即ち Small Holder (二五英反以下の所有者)の言であつて馬來半島に四〇、七五五英反を有し、護謨園總面積の三割三分の立場にあり輕視すべからざる大栽培護謨園の強敵である。スマトラに於ける場合は頗る區々に亘り、アチエー州方面のもの及チャムビー州方面のものは製品に於て産出方法に於て、例へばチャムビーの如きは採液夫と持主が山分け方法によるなど非常に趣を異にしてゐる。

馬來半島の土人護謨とは比較にならないがチャムビーのものを舉げて見やう。

一 擔賣上金 二〇盾

税 金 二盾三四仙

土人護謨昭和三年十月中一基瓦に付政府の評定價額三九仙に付其一〇%

差 引 金 一七盾六六仙(星貨一二弗二六仙)

該地方の苦力一人當り採集量は一日約一〇斤なるを以て日當は約八八五仙に相當する譯である。

此の日當は地方土人の収入として決して悪くはないから當分切付けを中止するやうなことはなからう。

此等土人の内容を知るとき一層大護謨園の強敵なることを知るであらう。

第八章 栽培方法の比較

栽培システムは非常に大きな問題であるだけに、プランターの何人もが大騒ぎをしてゐると云つても過言であるまい。馬來半島の或る經營者はスマトラシステムと云ふことを口にして居る。

この一言は、明かにスマトラの方法が新しい而して科學的な遣り方であることを意味するのである。記者は馬來半島の從來の栽培システムが科學的であると云ふ言葉を耳にしたことがない。

尙これを云ひ換へるならば、馬來半島は舊式、スマトラは新式となるかも知れない。この新しいとか古いとか云ふことは何に原因するか。馬來半島は開け、蘭領は(護謨栽培事業に對して)遅れて開けたと云ふことが相當大きな新舊の原因をなしてゐる。それに加へて英領は保守的であるのに蘭領は農業的に急進的であることも相當な原因の一つである。蘭領では各所に試験所があつて權威のある學者や新進の學者が争ふて改良發見に努力してゐる。而も馬來半島で發見し得ざる學究的改良は獨り護謨ばかりでなくあらゆる農作物に裨益してゐる。この點はプランターとして等しく感謝せねばならぬ事と思ふ。勿論英領に於ても夫々研究の歩を進め先頃は苗圃で豐産樹を選別することを發見したアッシュブランド氏が現はれ、馬來護謨研究所長ブライス博士との論争があり、新聞紙上を賑はしたなど同様研究に盡されてゐるのであるが、最良目でなく馬來半島の農園はスマトラに比し美

しくないこと及び表土流出の防禦が著しく劣つてゐると云ふことは素人でも解ると思ふ。

尙農業土木學の見地からしても蘭領は英領に優つてゐる。

馬來半島の土留防禦(傾斜地に於て)は文字通り土留溝で、或る距離の表土の流れを溝に喰ひ止め之を繰返して防禦すると云ふ方法であるが、スマトラの最近の方法に依れば、植付け當時から表土を絶対に流すまいとして九州方面で見る柵田の如きものを築き、その法足を良く叩き、これをカヴァー・プラントで包み且つ護謨樹の周りに降つた雨量を自然の亂流に委せず、全くその樹の下にて滲透せしむると云ふ様な注意を拂つてやつてゐる所がある。平坦地に於ける排水路にしても同高線の示す適所を選び、幹支線の配合を良くし、土堤には一般的に大走りをつけてある。水路縦斷の勾配も一、五〇〇分の一を越さぬ様に、それから平地の場合雨量を適度に流す様に土壤を設けてあることも英領には見られないことである。

元來和蘭人は自國が水郷であるだけに水理學が發達して居るので、斯くの如き注意が天性的に屆くのではないだらうか。

國民性から云つても英國は商人、和蘭は百姓であるから農事にかけては秀れて居る筈だ。蘭領で英人系の煙草園のないのを見ても百姓が下手だと云ふ判断はつく。

それから開墾に當つて、蘭領の多くは草木根を拔取つて終つて護謨以外には何物も生さないと云

ふやり方だが、英領は木株があつても別段邪魔にもならない。二―三年経てば獨りで腐る、金をかけて生の中から掘抜くなどは不經濟だと云つて今尙木株を抜くやうな圍を見ない。スマトラの場合で云へば株掘や打起をしてから植付けぬと場合にもよるが、腐植質の土壤なら先づ八割通りは黴菌に冒され非常な被害を蒙るのである。

然し馬來半島は白蟻の害は相當あるが、此の黴の害が無い。だに依つて株起しの必要がないと云つてゐる。現在までの生産量から考へるならば馬來半島の言分もあるが、農園を作ると云ふ理論的な考へからすればスマトラの方に賛成しない。然し經濟的に考へれば害の少い株を英反當り五〇―七〇弗もかけて起す必要もないかも知れない。此れ要するに其土地の事情によつて決定すべきことである。

以上の異つた(苗木に關する問題は別として)遣り方で開墾費が何程位違ふかと云ふに、馬來半島では採液期に入るの費用三〇〇―四〇〇弗蘭貨の四二〇―五六〇盾と見たら誤りあるまい。馬來半島の弗會社七六園の投資價格は平均四〇〇弗である故に、「南洋の護謨栽培事業」の六〇頁の五一〇弗は高過ぎるの嫌がある。スマトラの方は五五〇―七〇〇盾であるから、スマトラの方が英反當り八五―九〇弗高いように思ふ。その差額は株起し作業、カヴァー・プラント費、其他入念な作業手入費に依つて生ずるものと見て穩當だらうと思ふ。例外を擧ぐれば、馬來半島の弗會社中の最高投資額九八

○弗、スマトラに於ては一、二五〇盾に達せるものがあつた。開墾費はシステムが違ふだけ、即ち馬來半島は手を省いて居るだけ安い。それだけ仕事は違ふのは當然である。

次に重要な相違點と云ひたいのは多産樹の芽接法である。現在多産樹の芽接法は蘭領の專賣特許の如く見られてゐるが、芽接法そのものは古くからあつたもので、某書にも又彼南附近にやつた事を耳にして居つたが、蘭領の芽接法は單なる芽接でなくて遺傳關係を慥めた事及び芽を養成すること、芽接手段が改良されて活着成功歩合が非常によくなつたこと、尙進んでA・V・R・O・S試験所ではクローンの芽を會社に賣却するに至りたる事等である。

この方法は蘭領各地で確認せられ廣く採用されつゝあるのみならず、既にこの芽接法に依つて栽培せられたるものが採液期に入り、古きは三年の記録を有するに至る等最早疑ふ餘地なきに至つた事は、南洋協會雜誌に屢々連載され又記者も報告した所である。スマトラではこの芽接法による既植地二七、八五〇英反、芽接及優良種混植法に依るもの六五、二二四英反、優良種子植付法に依るもの四九、二五五英反に達し、一九二〇年から一九二七年末迄の間に於て芽接法と混植法との合計は總植付面積の五〇・二%を見るに至つたのである。

斯くの如き勢で英反當りマキシマム一、二〇〇封度を得られやうと云ふ。即ち從來の三倍も(假令六〇〇封度にせよ)採液出來得る植樹法が行はれて居るのに、英領馬來のプランターには割合深く信

じられて居らぬのみならず、實行の鈍いには不思議でならない。

セイロン・オプザバーには「護謨栽培に於ける蘭人の新説」なるものが掲載されてある。先づ蘭領は豐産の種子を何處から持つて來たか、それはアマゾン河の上流タバジョースにある黒護謨と云ふものを佛蘭西人が盗んで爪哇に持つて來た。その種子が爪哇に蒔かれ其數二〇〇本を得た。これ即ち現在の豐産樹の元祖であると云つて居る。而して和蘭人は豐産樹に關する事を秘藏してゐて英國人に話さないと結んでゐるが、此の記事は和蘭人が見たら妙に笑ふだらう。記者はこの記事を見ると直ぐにお伽噺の様に感ぜられた。元來豐産樹なるものはそんなお伽噺の様な出現にかゝるものでなくて、蘭領にも英領にも何處にも見出すことが出来るのである。

本年八月一日のストレイト・タイムスの廣告に、三日一回切付二分の一切付面で、乾燥護謨一日二〇〇瓦生産する樹(此の木を年一〇〇回切付英反當り六〇本とすれば年に二、六六六封度で從來の三五〇封度に比し約七倍半)の實(種子)一個二五仙の値段で契約に應ずる旨が *Pamanokan and Tiasan Lands, Soebang, Java* の名に依つて出て居た。これが果して *Proved material* として信するに足る原種となるか何ふか疑ひであるが、兎に角現在の處をそれだけ出て居ることだけは事實だらう。これ所謂セイロン・オプザバーの黒護謨であらねばならぬ。

然しそれは蘭領ばかりでなく馬來半島にも恐らく澤山あると思ふ。馬來半島柔佛州の南亞公司の

園内には一四年木で 530 c.c. 滲出、濃度四一%、乾燥護謨二百餘瓦の記録を有するものが現在して居る。三五公司にも其他の園にも澤山とは云へまいが、少々づゝあるだらう。セイロン・オプザーバーの言を借りるならばこれも黒護謨でないかと思ふ。故に佛蘭西人が盗んで来て、爪哇のバツシルオーチンに蒔いた二百本ばかりが黒護謨とは云へないだらう。更に和蘭人は秘密にして居ると云ふが、常に立派に公表し又た其の芽を賣つて居る。

然し馬來半島でも、蘭領に等しい多産樹が前述の如き樹を土臺として努力すれば出来ないことが無いのみならず、何等不思議はない。唯慎重に考へねばならぬことはその實を蒔いて生じたる子孫木を直ちに多産樹であるが如く考へるのは危険である。又その子孫木の枝を多産樹の芽と認定することも危険である。

此間に於て蘭領の學者が研究努力した尊い発見があるのである。アフロスで *Clone* 何番とか云ふのは有効證明のあるもので、そう簡單なものではない。此點に關する詳細の説明は南洋協會雜誌に掲載してあるから省略する。

この外に施肥問題がある。ホーランド・アメリカ護謨栽培園の成績は非常に良好で、毎年五〇萬盾内外の施肥を行つて居る。而して其結果は屢々傳へられた所であるが、往々にして天恵に浴する土地に施肥するなどは不經濟だとして掠奪農法を主張するものもある。然し記者は施肥に依つて利益を

多くする方法は科學的にも農業經濟學の上からも是非推奨したいと思ふ。

尙カヴァ・プラントと肥料と云ふことを全然別に考へて居るものもあるが、これは同じに考へた。即ち荳科植物のカヴァ・プラントに肥料を與へ、カヴァ・プラントを肥して護謨を太らせると云ふ方法が望ましいのである。

尙ほ云ひ換へるならば、護謨樹の周圍を掘起し護謨樹の根に傷を與へて施肥するが如き直接的の施肥方法で、其効果は望まれなす。

カヴァ・プラントは除草面經濟の上からでなく、此の重要な主命を果させる爲めに大いに必要なのである。然るに此のカヴァ・プラントに現在スマトラ東海岸州アチュー州とは異なつた點がある。前者は荳科植物を、後者は有害ならざる雜草でカヴァすることである。

この兩者に就いて調べて見た處に依れば、後者は推奨されない。然し馬來半島で行はれて居る様な完全な除草法(即ち何物をも生すまいとして鍬で表土を掻きむしること)よりは遙かに雜草を生じた方が有利である。その例はスマトラにも澤山あるが、馬來半島の秋田園は他園のシステムに反しくからこの方法を取つて居つた。勿論荳科植物をも植えたことがあるが、雜草に依つて表土の流出を止めた爲めに、現在非常な生産量を見つ、あることは邦人プランターの多く知る處である。

蘭領の現在は更に此の上を行く方法であるから、何れの方面から考へても常に必要なことである。

F-3A-53

第八章 栽培方法の比較

此の外栽培上幾多改良研究が蘭領に於ては進んで居るが、馬來半島には改良の氣運が見えて居らない。故に蘭領に於ける總ての農園は此等研究改良の恩恵に早く浴し得る立場にある。

馬來半島ミスマトラの栽培企業比較に就ての終

...

終